

高浜町新型インフルエンザ等対策

行動計画

高浜町

平成27年2月

目 次

I	はじめに	1
1.	新型インフルエンザ等対策特別措置法の制定	1
2.	取組みの経緯	1
II	新型インフルエンザ等対策の実施に関する基本的な考え方	3
1.	新型インフルエンザ等対策の主たる目的	3
2.	高浜町新型インフルエンザ等対策行動計画の策定	4
3.	流行規模および被害の想定	5
4.	発生段階の考え方	7
5.	対策推進のための役割分担	9
6.	町行動計画の主要7項目	12
III	各発生段階における対策	24
1.	未発生期	25
2.	海外発生期	31
3.	県内未発生期	36
4.	県内発生早期	42
5.	県内感染期	49
6.	小康期	57
IV	参考資料	61
1.	用語解説	61
2.	新型インフルエンザ等対策に係る関係法令（抜粋）	65

I はじめに

1. 新型インフルエンザ等対策特別措置法の制定

新型インフルエンザは、毎年流行を繰り返してきたインフルエンザウイルスとはウイルスの抗原性が大きく異なる新型のウイルスが出現することにより、およそ10年から40年の周期で発生している。ほとんどの人が新型のウイルスに対する免疫を獲得していないため、世界的な大流行（パンデミック）となり、大きな健康被害とこれに伴う社会的影響をもたらすことが懸念されている。

また、未知の感染症である新感染症の中で、その感染力の強さから新型インフルエンザと同様に社会的影響が大きいものが発生する可能性がある。

これらが発生した場合には、国家の危機管理として対応する必要がある。

新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成24年法律第31号。以下「特措法」という。）は、病原性が高い新型インフルエンザや同様に危険性のある新感染症が発生した場合に、国民の生命及び健康を保護し、国民生活及び経済に及ぼす影響が最小となるようにすることを目的に、国、地方公共団体、指定公共機関、事業所等の責務、新型インフルエンザ等の発生時における措置及び新型インフルエンザ等緊急事態措置等の特別の措置を定めたものであり、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号。以下「感染症法」という。）等と相まって、国全体としての万全の態勢を整備し、新型インフルエンザ等対策の強化を図るものである。

2. 取組みの経緯

(1) 国の取組み

国では、特措法の制定以前から、新型インフルエンザに係る対策について、平成17年（2005年）に「新型インフルエンザ対策行動計画」を策定して以来、数次の部分的な改定を行い、平成21年（2009年）2月に新型インフルエンザ対策行動計画を改定した。

同年4月に、新型インフルエンザ（A/H1N1）がメキシコで確認され、世界的大流行となり、我が国でも発生後1年余で約2千万人がり患したと推計されたが、入院患者数は約1.8万人、死亡者数は203人であり、死亡率は0.16（人口10万対）と、諸外国と比較して低い水準にとどまったが、この対策実施を通じて、実際の現場での運用や病原体が低い場合の対応策について、多くの知見や教訓等が得られた。病原性が季節性並みであったこの新型インフルエンザ（A/H1N1）においても一時的・地域的に医療資源・物資のひっ迫なども見られ、病原体の高い新型インフルエンザが発生し、まん延する場合に備えるため、平成23年（2011年）9月に新型インフルエンザ対策行動計画を改定するとともに、この新型インフルエ

ンザの教訓を踏まえつつ、対策の実効性をより高めるための法制の検討を重ね、平成24年（2012年）4月に、病原体が高い新型インフルエンザと同様の危険性のある新感染症も対象とする危機管理の法律として、特措法が制定されるに至った。

（2）福井県の取組み

福井県では、平成17年（2005年）12月に「福井県新型インフルエンザ対策行動計画」を策定した。その後、平成21年3月に抜本改定した計画に基づき、新型インフルエンザ対策を講じてきたが、特措法の制定および特措法第6条に基づく新型インフルエンザ等対策政府行動計画（平成25年6月7日策定。以下「政府行動計画」という。）および新型インフルエンザ等対策ガイドライン（平成25年6月26日策定。以下「ガイドライン」という。）の作成を受け、平成25年12月に「福井県新型インフルエンザ等対策行動計画」（以下「県行動計画」という。）を策定した。

（3）本町の取組み

本町では、国行動計画（平成21年2月改定）及び県行動計画（平成21年3月改定）に基づき、平成21年10月に高浜町新型インフルエンザワクチン接種助成事業実施要綱を制定し（平成22年10月改定）、同年大流行した新型インフルエンザ（A/H1N1）の対策にあたった。

II 新型インフルエンザ等対策の実施に関する基本的な考え方

1. 新型インフルエンザ等対策の主たる目的

新型インフルエンザ等の発生時期を正確に予知することは困難であり、また、その発生そのものを阻止することは不可能である。また、世界中のどこかで新型インフルエンザ等が発生すれば、我が国への侵入も避けられないと考えられる。病原体が高く、まん延のおそれのある新型インフルエンザ等が万一発生すれば、町民の生命や健康、社会機能にも大きな影響を与えかねない。このことを念頭に、新型インフルエンザ等対策を危機管理に関わる重大な課題と位置づけ、次の2点を主たる目的として対策を講じる必要がある。

(1) 感染拡大を可能な限り抑制し、町民の生命及び健康を保護する

ア 感染拡大を抑えて、流行のピークを遅らせ、医療体制への整備やワクチン製造のため時間を確保する。

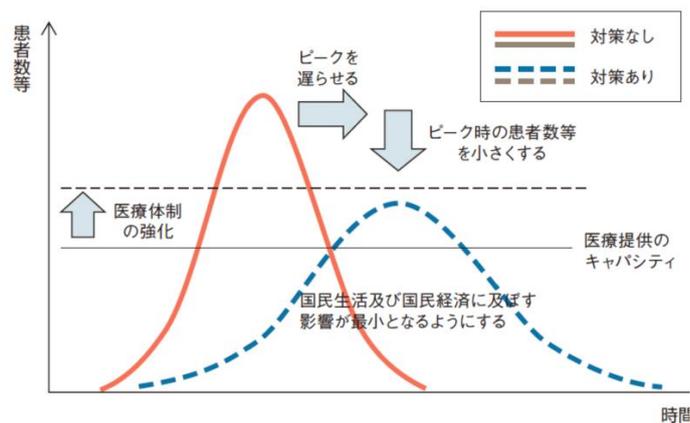
イ 流行のピーク時の患者数などをなるべく少なくして医療体制の負荷を軽減するとともに、医療体制の強化を図ることで、患者数が医療提供の能力を超えないようにすることにより、必要な患者が適切な医療を受けられるようにする。

ウ 適切な医療提供により、重症者数や死亡率数を減らす。

(2) 町民生活及び社会機能に及ぼす影響が最小となるようにする。

ア 地域での感染対策等により、欠勤者の数を減らす。

イ 業務継続計画の作成・実施等により、医療の提供の業務又は町民及び社会機能の安定に寄与する業務の維持に努める。



出典：新型インフルエンザ等対策政府行動計画

2. 高浜町新型インフルエンザ等対策行動計画の策定

本町では、特措法第8条に基づき、高浜町新型インフルエンザ等対策行動計画（以下「町行動計画」という。）を策定するものとする。町行動計画は、政府行動計画（平成25年6月策定）及び県行動計画（平成25年12月策定）を踏まえ、本町における新型インフルエンザ対策の基本方針を示すものである。新型インフルエンザ等発生時には、本行動計画に基づき、従来の感染症対策の枠組みを超え、危機管理としての認識のもと、全庁的な取り組みを推進することとする。

なお、町行動計画の対象とする感染症（以下「新型インフルエンザ等」という。）は、以下のとおりとする。

- ・感染症法第6条第7項に規定する新型インフルエンザ等感染症（以下「新型インフルエンザ」という。）
- ・感染症法第6条第9項に規定する新感染症で、その感染力の強さから新型インフルエンザと同様に社会的影響が大きなもの

具体的には、発生前段階において、医療機器材等の備蓄や予防接種体制の整備、町民に対する新型インフルエンザに関する情報発信、庁内等の事業継続計画等の検証・策定など、発生に備えた事前の準備を周到に行う。

発生当初の段階では、病原性・感染力等に関する情報が限られていることから、過去の知見も踏まえ最も被害が大きい場合を想定し対策を実施する。また、常に新しい情報を収集し、対策の必要性を評価し、さらなる情報が得られ次第、適切な対応へと切り替えることとする。また、状況の進展に応じて、必要性の低下した対策についてはその縮小・中止を図るなど見直しを行うこととする。

さらに、県内で感染が拡大した段階では、関係機関が相互に連携しつつ、医療の確保や生活・経済の維持のために最大限の努力を行う。しかし、不測の事態が生じることが想定されるため、地域の状況を把握し、それに応じて臨機応変に対処していくことに留意する。

また、本町は、京都府舞鶴市に隣接しており、通勤や通学、生活圏としては密接なかわりを持っている。このような特性から、国内での患者発生後は、県内のみならず、京都府での発生状況や対策が把握できる体制づくりが必要である。まん延防止対策の検討にあたっては、福井県の対策に加え京都府の対策を踏まえた迅速かつ的確な調整と対応が求められる。

一方、町民には、日頃から手洗い、うがい、咳エチケットなどの基本的な感染症対策について啓発を行う。町内発生時には、不要不急の外出自粛や施設の利用制限、サービス提供水準が相当低下する可能性を許容すべきこと等と呼びかける必要がある。なお、新型インフルエンザ等の流行は、必ずしも予想通りに展開するものではないことを前提に常に計画を見直し、必要な修正を行っていく。

3. 流行規模および被害の想定

(1) 流行規模の想定

新型インフルエンザは、発熱、咳（せき）といった初期病状や飛沫感染、接触感染が主な感染経路と推測される等、基本的にはインフルエンザ共通の特徴を有していると考えられるが、鳥インフルエンザ（H5N1）等に由来する病原性の高い新型インフルエンザ場合には、高い致命率となり、甚大な健康被害が引き起こされることが懸念される。

新型インフルエンザ等流行規模の想定は、政府行動計画で示された推計値等を人口按分して試算した。ただし、実際に新型インフルエンザが発生した場合、これらの想定を超える事態も、下回る事態もあり得るということを念頭に置いて対策を検討することが重要である。新型インフルエンザの流行規模は、病原体制の要因（出現した新型インフルエンザウイルスの病原性や感染力等）や宿主側の要因（人の免疫の状態等）、社会環境等の多くの要素に左右される。また、病原性についても高いものから低いものまで様々な場合があり得るため、その発生の時期も含め、事前にこれらを正確に予測することは不可能である。

【新型インフルエンザ等発生の流行規模及び被害等想定】

種別	対象	想定人数
総人口	国	127,444,978人 (H25.1.1)
	福井県	793,596人 (H26.1.1)
	高浜町	11,014人 (H25.1.2)
医療機関を受診する患者数（り患率25%と推計）	国	約1,300～2,500万人
	福井県	約84,000～161,000人
	高浜町	約1,100～2,200人
入院患者数及び死亡者数の上限	国	病原性中等度 入院患者数 約53万人 死亡者数 約17万人
		病原性重度 入院患者数 約200万人 死亡者数 約64万人
	福井県	病原性中等度 入院患者数 約3,400人 死亡者数 約1,100人
		病原性重度 入院患者数 約12,900人 死亡者数 約4,100人
	高浜町	病原性中等度 入院患者数 約50人 死亡者数 約15人
		病原性重度 入院患者数 約170人

		死亡者数	約60人
1日当たりの最大入院患者数	国	病原性中等度	入院患者数 約10.1万人
		病原性重度	入院患者数 約39.9万人
	福井県	病原性中等度	入院患者数 651人
		病原性重度	入院患者数 2,572人
	高浜町	病原性中等度	入院患者数 約10人
		病原性重度	入院患者数 約40人

- * 全人口の25%が新型インフルエンザに罹患すると想定する。
- * 病原性中等度は、アジアインフルエンザの致命率0.53%で算出する。
病原性重度は、スペインインフルエンザの致命率2.0%で算出する。
- * 全人口の25%が罹患し、流行が各地域で約8週間続くという仮定の下で、入院患者の発生分布を試算する（流行発生5週目）。

(2) 新型インフルエンザ等発生時の社会への影響

新型インフルエンザ等が町内で発生した場合、事業所においては、従業員本人の罹患や家族の罹患により、従業員の最大40%程度が欠勤することが想定される。また、物資の不足、物流の停滞等が予測され、経済活動が大幅に縮小する可能性がある。さらに、保育所や学校及び通所施設等の臨時休業、集会の中止、外出の自粛等により生活範囲が縮小するほか、食料品・生活必需品等の生活関連物資が不足することも予測される。したがって、個人のみならず事業所なども含めた社会全体が対策をたて、実施することにより健康被害を抑え、経済・社会的影響をできる限り少なくすることが重要である。

4. 発生段階の考え方

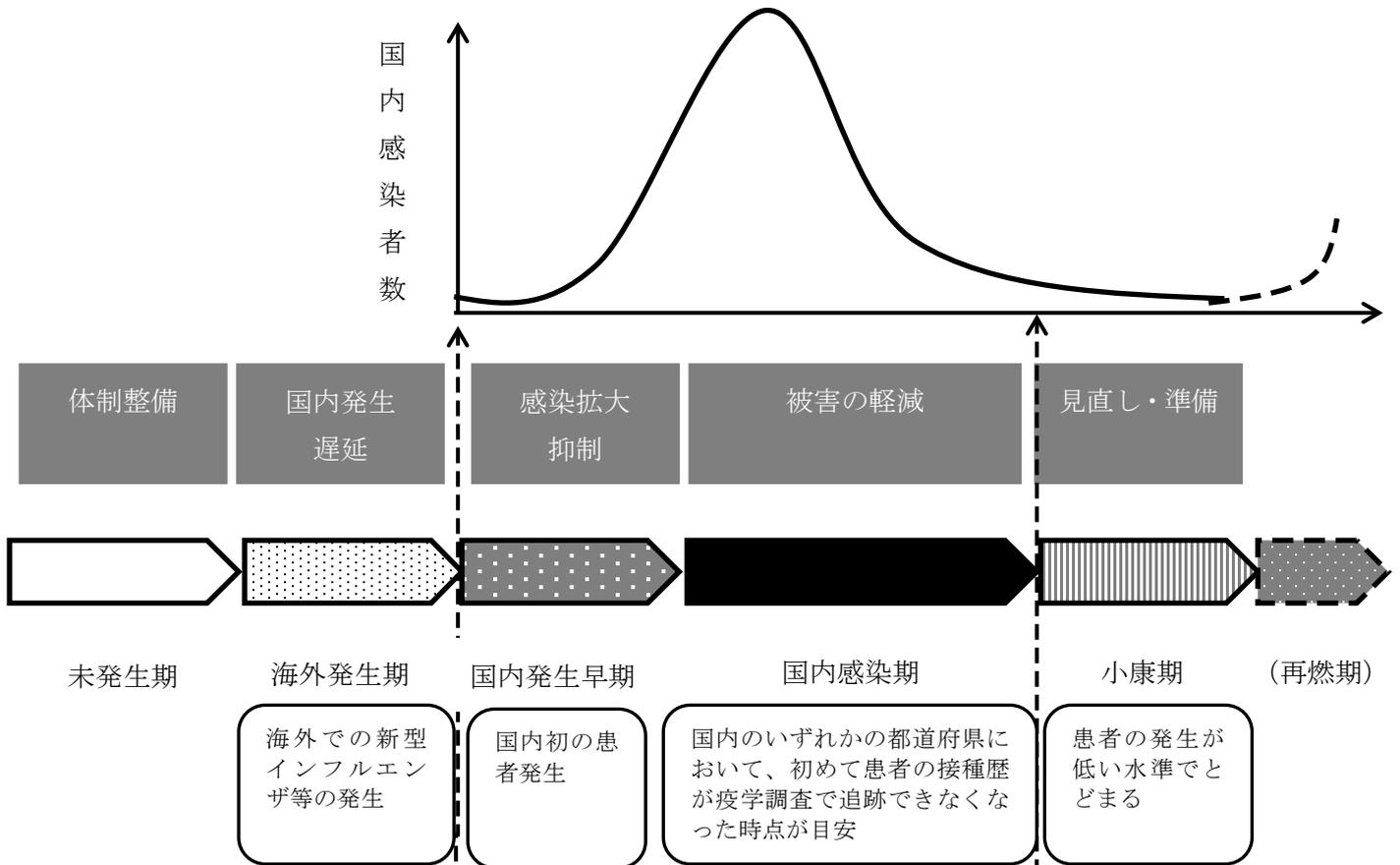
町行動計画は、新型インフルエンザの発生状況に応じて対策を講じることとしているが、発生段階の考え方は政府行動計画に準ずることとする。

具体的には、新型インフルエンザの未発生期、海外発生期、県内未発生期、県内発生早期、県内感染期、小康期に至るまでの6段階に分類して、それぞれの段階に応じた対策を定めている。

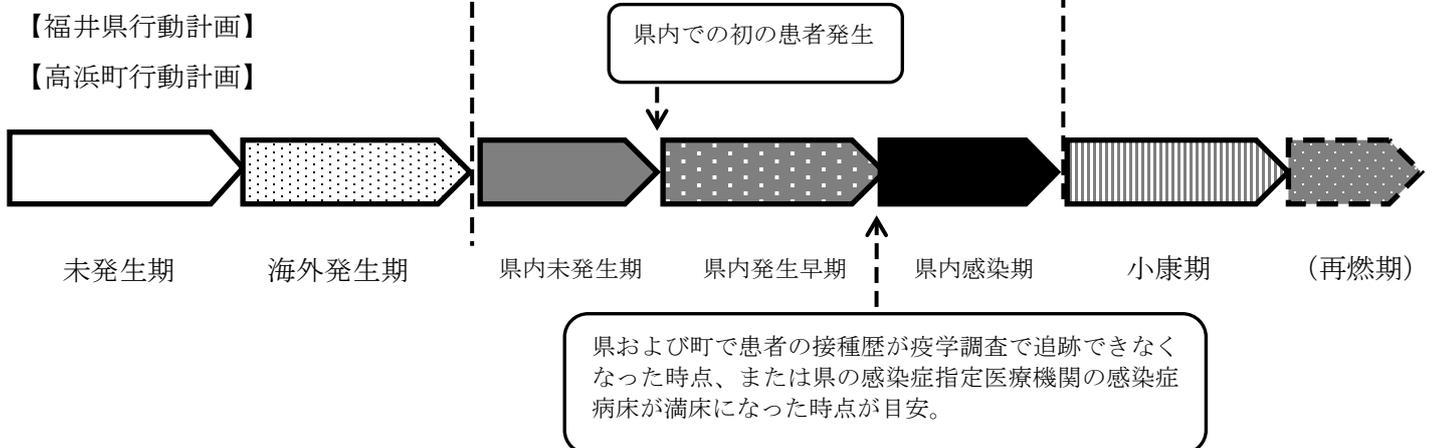
国全体での発生段階の移行については、WHOのフェーズの引き上げ、引き下げを注視しながら、海外や国内での発生状況を踏まえて国の新型インフルエンザ等対策本部（政府対策本部）が決定することとなっている。また、地域での発生状況は様々であり、その状況に応じ、特に医療提供や感染拡大防止等について、柔軟に対応する必要があることから、地域における発生段階を定め、その移行については国、県と協議の上、町が決定する。

発生段階	状 態	政府計画の発生段階区分
未発生期	新型インフルエンザ等が発生していない状態	未発生期
海外発生期	海外で新型インフルエンザ等が発生した状態	海外発生期
県内未発生期	国内で新型インフルエンザ等が発生しているが、県内では発生していない状態	国内発生早期
県内発生早期	県または町内で新型インフルエンザ等が発生しているが、全ての患者の接触歴を疫学調査で追跡できる状態	
県内感染期	県または町内で新型インフルエンザ等の患者の接触歴が疫学追跡できなくなった状態、または、県の感染症指定医療機関の感染症病床が満床になった時点	国内感染期
小康期	新型インフルエンザ等の感染の発生が減少し、低い水準でとどまっている状態	小康期

国における発生段階



福井県および高浜町における発生段階



5. 対策推進のための役割分担

(1) 国の役割

国は、新型インフルエンザ等が発生したときは、自ら新型インフルエンザ等対策を的確かつ迅速に実施し、地方公共団体及び指定（地方）公共機関が実施する新型インフルエンザ等対策を的確かつ迅速に支援することにより、国全体として万全の態勢を整備する責務を有する。

また、国は、新型インフルエンザ等及びこれに係るワクチンその他の医療品の調査・研究の推進に努めるとともに、WHOその他の国際機関及びアジア諸国その他の諸外国との国際的な連携を確保し、新型インフルエンザ等に調査及び研究に係る国際協力の推進に努める。

国は、新型インフルエンザ等の発生時には、政府対策本部の下で基本的対処方針を決定し、対策を強力に推進する。その際、国は、医学・公衆衛生等の専門家を中心とした学識経験者の意見を聴きつつ、対策を進める。

(2) 福井県及び高浜町の役割

福井県及び高浜町は、新型インフルエンザ等が発生したときは、国の基本的対処方針に基づき、自らの区域に係る新型インフルエンザ等対策を的確かつ迅速に実施し、区域において関係機関が実施する新型インフルエンザ等対策を総合的に推進する責務を有する。

ア 福井県

福井県は、特措法及び感染症法に基づく措置の実施主体としての中心的な役割を担っており、基本的対処方針に基づき、地域医療体制の確保やまん延防止に関し、的確な判断と対応が求められる。なお、県の各健康福祉センターは地域における医療体制の確保等に関する協議を行い、発生から連携を図る。

イ 高浜町

高浜町は、町民に最も近い行政単位であり、地域住民に対するワクチンの接種や、町民の生活支援、新型インフルエンザ等の発生時の要援護者への支援に関し、基本的対処方針に基づき、的確に対策を実施することが求められる。対策の実施に当たっては、福井県や近隣自治体（舞鶴市含む）と緊密な連携を図る。

ウ 町指定管理者

町の施設を管理運営する指定管理者は、感染拡大の防止を図るため、感染対策の実施等を積極的に行う。特に不特定多数の者が集まる事業が行われる時は、感染予防に十分配慮する。

また、対策本部の方針に基づき、町指定管理者は利用者に対し、事業の縮小や自粛を積極的に求めることが必要である。

(3) 医療機関の役割

新型インフルエンザ等による健康被害を最小限にとどめる観点から、医療機関は、新型インフルエンザ等の発生前から、地域医療体制の確保のため、新型インフルエンザ等患者を診察するための院内感染対策や必要となる医療資器材の確保等を推進することが求められる。また、新型インフルエンザ等の発生時においても医療提供を確保するため、新型インフルエンザ等の患者の診察体制を含めた、診察継続計画の策定及び地域における医療連携体制の整備を進めることが重要である。

医療機関は、診察継続計画に基づき、地域の医療機関が連携して発生状況に応じて、新型インフルエンザ患者の診察体制の強化を含め、医療を提供するよう努める。

(4) 指定（地方）公共機関の役割

指定（地方）公共機関は、新型インフルエンザ等が発生したときは、特措法に基づき、新型インフルエンザ等対策を実施する責務を有する。

(5) 登録事業者の役割

特措法第28条に規定する特定接種の対象となる医療の提供の業務又は国民生活及び国民経済の安定に寄与する業務を行う事業者については、新型インフルエンザ等の発生時においても最低限の国民生活を維持する観点から、それぞれの社会使命を果たすことができるよう、新型インフルエンザ等の発生前から、職場における感染対策の実施や重要業務の事業継続等の準備を積極的に行うことが重要である。

(6) 一般の事業者の役割

事業者については、新型インフルエンザ等の発生時に備えて、職場における感染対策を行うことが求められる。

町民の生命及び健康に著しく重大な被害を与えるおそれのある新型インフルエンザ等の発生時には、感染防止の観点から、一部の事業を縮小することが望まれる。特に多数の者が集まる事業を行う者については、感染防止のための措置の徹底が求められる。

(7) 町民の役割

新型インフルエンザ等の発生前から、新型インフルエンザ等に関する情報は発生時にとるべき行動等その対策に関する知識を得るとともに、季節性インフルエンザにおいても行っている、マスク着用・咳エチケット・手洗い・うがい等の個人レベ

ルでの感染対策を実践するよう努める。また、発生時に備えて、個人レベルにおいても食料品・生活必需品等の備蓄を行うよう努める。

新型インフルエンザ等の発生時には、発生の状況や予防接種等の実施されている対策などについての情報を得て、感染拡大を抑えるための個人レベルでの対策を実施するよう努める。

6. 町行動計画の主要7項目

町行動計画においては、新型インフルエンザ等の対策の2つの主たる目的である「感染拡大を可能な限り抑制し、町民の生命及び健康を保護する。」こと及び「町民生活及び社会機能に及ぼす影響が最少となるようにする。」ことを達成するために、(1) 実施体制 (2) 情報収集 (3) 情報提供・共有 (4) 予防・まん延防止 (5) 予防接種 (6) 医療 (7) 町民生活及び社会機能の安定の確保 の7項目に分けて立案する。各項目ごとの対策については、各論で発生段階ごとに記載するが、ここでは、全体的な留意点について記載する。

町行動計画に記載した対策は、あくまでも基本的な方針を示したものである。患者の発生状況等に応じて各部署での臨機応変な対応が求められることに留意する。

(1) 実施体制

新型インフルエンザ等が発生した場合、多数の町民の生命・健康に莫大な被害を及ぼすほか、社会・経済活動の縮小・停滞を招くことが予想されており、本町としても危機管理の問題として取り組む必要がある。このため危機管理部門と公衆衛生部門が中心となり、全庁横断的な緊密な連携の下、国、県、近隣市町および事業者等と一丸となった対策を進めることが重要である。

新型インフルエンザ等の発生前においては、町庁内では、関係部局等の連携を確保しながら、情報の共有化を図る。

海外で新型インフルエンザ等の確認がされた場合には、新型インフルエンザ等対策を強力に推進するため、防災安全課長を座長とする「新型インフルエンザ等庁内連絡会議」（以下「庁内連絡会議」という）を設置し、海外の発生状況に関する継続的な情報収集を行い、国・県との情報共有に努め、全庁的な認識の共有を図りつつ、関係各課における対応の進捗状況を定期的に確認し、全庁一体となり、国内発生時に備えた準備を進める。

新型インフルエンザ等が国内で発生したときには、特措法に基づかない任意の「新型インフルエンザ等対策本部」（以下「町対策本部」という）を設置し、関係機関との連携を図りつつ、国の定めた基本的対処方針に基づき、町民の健康被害や社会・経済活動への影響を最小限にとどめるよう、対策を強力に推進する。

なお、国により新型インフルエンザ等緊急事態宣言（以下「緊急事態宣言」という。）が発出されたときには、庁内一体となった対策を強力に推進するため、特措法第34条に基づき、速やかに町長を「本部長」とする町対策本部を設置する。

緊急事態解除宣言がされたときもしくは県対策本部が廃止されたときは、町対策本部を廃止する。

ア 発生段階ごとの庁内体制について

新型インフルエンザ等の発生段階における庁内の対応体制は、次の通りとし、未発生段階から対応体制の充実・強化や対応要員の能力維持向上に努める。

【各発生段階の庁内体制】

発生段階	状 態	対応体制
未発生期	新型インフルエンザ等が発生していない状態	各所属
海外発生期	海外で新型インフルエンザ等が発生した段階	庁内連絡会議
県内未発生期	国内で新型インフルエンザ等が発生しているが、県内で発生していない状態	町対策本部
県内発生早期	県内で新型インフルエンザ等の患者が発生しているが、全ての患者の接触歴を疫学調査で追跡できる状態	
県内感染期	県内で新型インフルエンザ等の患者の接触歴が疫学調査で追跡できなくなった状態、または、感染指定医療機関の感染症病床が満床になった時点から	
小康期	新型インフルエンザ等の発生が減少し、低い水準でとどまっている状態	

イ 町対策本部の構成、役割等

町対策本部の構成と役割等は、次の通りとする。

【高浜町新型インフルエンザ等対策本部の組織】

構 成	本部長：町長	対策本部の事務を総理し、所属の職員を指揮監督する。
	副本部長：副町長	本部長を補佐し、本部長に事故ある時は、その職務を代行する。
	本部付：教育長	本部長、副本部長を補佐する。
	本部員：議会事務局長、防災安全課長、政策推進室長、総務課長、税務課長、住民課長、福祉課長、保健課長、まちづくり課長、建設整備課長、上下水道課長、教育委員会事務局長、出納室長	本部長の命を受け、各対策の実施の責任者となる。
	班長・班員：各課次席の職員 課員等	本部長の命を受け、対策にあたる。
役 割	(1) 新型インフルエンザ等に関する情報の集約と対策の決定 (2) 町内公共施設の閉鎖、利用制限、町の行事の中止、延期等の決定等 (3) 新型インフルエンザ等一連の対策の町民への周知 (4) 町行政業務の継続に関する調整および町職員の勤務体制の見直し	

役 割	(5) 新型インフルエンザ等対策の予算措置の決定
	(6) 町行動計画の見直し
	(7) 予防接種の実施
	(8) 新型インフルエンザ等感染対策の普及啓発
	(9) その他重要事項の決定

【高浜町新型インフルエンザ等対策本部の組織図】



ウ 各課等の主な役割等

新型インフルエンザ等対策を的確かつ迅速に実施するために各部が連携をとりながら全庁的な取り組みを行う。

各部の主な役割については、以下のとおりとする。なお、発生段階別に各班が感染拡大状況に応じて実施する具体的な対策は、後述の「Ⅲ 各発生段階における対策」に記載する。

部名	部長	班名	班の編成	事務分掌
議会部	議会事務局 局長	議会班	議会事務局	<ol style="list-style-type: none"> 1 議会との連絡調整に関すること。 2 他の班の応援に関すること。
総務部	防災安全課長	防災班	防災安全課 総務課	<ol style="list-style-type: none"> 1 新型インフルエンザ等対策全般の企画立案に関すること。 2 新型インフルエンザ等対策本部の設置、廃止に関すること。 3 各班及び関係機関との連絡調整に関すること。 4 自衛隊の派遣要請に関すること。 5 新型インフルエンザ等対策会議に関する事務に関すること。 6 各種制限措置およびその解除に関すること。 7 近隣市町との相互応援に関すること。 8 新型インフルエンザ等庁内連絡会議ならびに新型インフルエンザ等町対策本部に関すること。 9 国、県に対する要請に関すること。 10 新型インフルエンザ等に係る相談窓口の設置等に関すること。 11 非常配備に関すること。 12 職員の配備に関すること。 13 関連情報及び活動の情報収集、伝達及び集約に関すること。 14 専門家の派遣に関すること。 15 各団体・法人等との協定の締結に関すること。 16 感染が疑われる職員等の出勤停止等の措置に関すること。 17 職員の健康管理及び感染対策に関すること。 18 感染対策及び医療体制整備にかかる物資医療資

				<p>材の備蓄、調達及び運搬に関すること。</p> <p>19 緊急事態発生の通報受理に関すること。</p> <p>20 緊急事態宣言の伝達及び町民の外出自粛要請に関すること。</p> <p>21 生活必需物資の受け入れに関すること。</p>
		広報班	防災安全課	<p>1 感染広報資料の収集及び提供に関すること。</p> <p>2 町民及び事業所等への広報に関すること。</p> <p>3 広報の統括に関すること。</p> <p>4 新型インフルエンザ等の関連情報の発表に関する総合調整に関すること。</p>
渉外部	政策推進室長	渉外班	政策推進室	<p>1 緊急時における国、県等との連絡調整に関すること。</p> <p>2 ホームページ、記者発表に関すること。</p> <p>3 自衛隊、その他の救護隊の受け入れに関すること。</p>
財政部	総務課長	財政班	総務課	<p>1 新型インフルエンザ等の対策における予算措置に関すること。</p> <p>2 非常用主食の配分に関すること。</p> <p>3 本部用車両の配車管理に関すること。</p> <p>4 本部職員の宿舎に関すること。</p>
労務計画部	税務課長	労務計画班	税務課	<p>1 労務供給計画に関すること。</p> <p>2 各協力機関の配置、指揮監督に関すること。</p> <p>3 緊急車両の調達に関すること。</p>
		協力班	税務課	<p>1 各部等に共通する役割に関すること。</p> <p>2 各部の体制支援に関すること。</p> <p>3 車両の調達等、対策本部機能維持のための必要な資機材に関すること。</p> <p>4 人員・物資輸送計画に関すること。</p> <p>5 活動人員に対する食糧品や飲料水等の提供に関すること。</p> <p>6 電気、ガスのライフライン事業者の業務継続の要請に関すること。</p> <p>7 応急救助、応急対策に要する労働力の供給に関すること。</p>
福祉部	福祉課長	福祉班	福祉課	<p>1 介護保険施設及び福祉施設での感染対策に関する啓発及び情報提供に関すること。</p>

				<ul style="list-style-type: none"> 2 介護保険施設及び福祉施設での新型インフルエンザ感染患者の集団的な発生の把握に関する事 3 要配慮者（高齢者・障害者等）の支援に関する事。 4 社会福祉協議会との連絡調整に関する事。 5 福祉相談体制の整備に関する事。
保健部	保健課長	医療班	保健課	<ul style="list-style-type: none"> 1 感染防止に関する必要な医薬品・医療資機材の調達に関する事。 2 救急患者輸送に関する事。 3 感染者の救急時医療措置に関する事。 4 若狭健康福祉センターとの連携に関する事。 5 医師会、歯科医師会及び薬剤師会との連携調整に関する事。 6 新型インフルエンザ等に関する情報収集及び情報提供並びに感染対策、医療機関受診方法等の普及啓発に関する事。 7 プレパンドミックワクチン及びパンドミックワクチンの予防接種に関する事。 8 要配慮者（妊産婦・乳幼児等）への支援に関する事。 9 保育所・児童センターの感染対策に関する事。 10 保育所での新型インフルエンザ患者の集団的な発生の把握に関する事。 11 保育所及び児童センターの業務継続計画、臨時休所に関する事。
住民衛生部	住民課長	救助班	住民課	<ul style="list-style-type: none"> 1 生活必需品物資の供給に関する事。 2 外国籍の町民への対応に関する事。
		衛生班	住民課	<ul style="list-style-type: none"> 1 食品衛生・清掃・汚物処理に関する事。 2 汚染の除去に関する事。 3 遺体の処理及び火葬・埋葬に関する事。 4 一時的な遺体の安置所の開設に関する事。 5 廃棄物（ごみ・し尿）の収集、運搬に関する事。 6 資源の使用制限、ごみの排出規制に関する事。
まち	まち	商工観	まちづくり課	<ul style="list-style-type: none"> 1 事業所（者）への情報提供及び連絡・調整に関

づくり部	づくり課長	光班		<p>すること。</p> <p>2 企業活動の縮小要請に関する事。</p> <p>3 風評被害の影響の軽減に関する事。</p> <p>4 交通対策に関する事。</p> <p>5 生活必需物資の調達に関する事。</p> <p>6 所管車両（巡回バス）利用者の感染対策に関する事。</p> <p>7 町休養施設等の新型インフルエンザ等の感染対策に関する事。</p> <p>8 観光客の感染者の把握、観光施設での新型インフルエンザ等患者の集団的な発生の把握に関する事。</p>
		農林班	まちづくり課	<p>1 家きん等の大量の不審死、高病原性鳥インフルエンザが疑われる家きん等の検査等への協力及び処分等に関する事。</p> <p>2 家きん等の感染症予防、防疫、被害家きん等の調査に関する事。</p>
建設整備部	建設整備課長	道路班	建設整備課	<p>1 交通事情の把握に関する事。</p> <p>2 動物のインフルエンザ等の感染区域での専門機関による検査・処分の際の交通整理等の協力に関する事。</p>
上下水道部	上下水道課長	水道班	上下水道課	<p>1 飲料水および生活物資の供給に関する事。</p> <p>2 飲料水の汚染対策に関する事。</p>
教育部	教育委員会事務局長	教育班	庶務係 学校教育係	<p>1 小中学校における新型インフルエンザ等の感染対策に関する啓発及び情報提供に関する事。</p> <p>2 小中学校での新型インフルエンザ等患者の集団的な発生の把握に関する事。</p> <p>3 小中学校の臨時休校に関する事。</p> <p>4 緊急事態発生の通報受理及び各学校への伝達に関する事。</p> <p>5 放課後児童クラブの感染対策に関する事。</p> <p>6 放課後児童クラブの新型インフルエンザ患者の集団的な発生の把握に関する事。</p> <p>7 放課後児童クラブの業務継続計画、臨時休所に関する事。</p>

		施設班	社会教育係	1 教育施設等の新型インフルエンザ等の感染対策に関すること。
出納部	出納室長	出納班	出納室	1 非常出納に関すること。
消防部	高浜分署長	消防班	若狭消防署 高浜分署	1 緊急時における県・市町等との連絡調整に関すること。 2 住民の救助・救急に関すること。 3 救急搬送に関すること。 4 広域消防連携に関すること。

(2) 情報収集

従来インフルエンザ（季節性インフルエンザ）の発生動向等の情報収集や新型インフルエンザ等に関する国、県からの情報を積極的に収集する。

(3) 情報提供・共有

危機管理の重要な課題という共通の理解の下に、国、県、町、医療機関、事業所、個人の各々が役割を認識し、十分な情報を基に判断し適切な行動をとるため、双方向の情報提供が必要である。

町は、広報誌及び町ホームページ、有線放送、ケーブルテレビ等の多様な媒体を用いて、理解しやすい内容で、できる限り迅速に情報提供を行う。

また、新型インフルエンザ等の発生前においても、予防およびまん延の防止に関する情報を町民に提供する。児童生徒およびその保護者に対しては、教育委員会等と連携し感染症や公衆衛生について丁寧に情報提供をしていく。

なお、提供する情報の内容については、個人情報の保護と公益性に十分配慮する。

情報提供に当たっては、提供する情報の内容について統一性を図ることが肝要であり、情報を集約して一元的に発信する体制を構築する。

なお、対策の実施主体となる部局が情報を提供する場合には、適切な情報を共有できるよう、町対策本部が調整する。

(4) 予防、まん延防止

新型インフルエンザ等の感染拡大防止策は、流行のピークを遅らせ、体制の構築を図るための時間を確保することにつながる。また、ピーク時の受診患者数等を減少させ、入院患者数を最小限にとどめ、医療体制が対応可能な範囲内に収めることにつながる。

個人対策や地域対策、職場対策、予防接種などの複数の対策を組み合わせるが、感染拡大防止に個人の行動を制限する面や、対策そのものが社会・経済活動に影響を与える面もあることを踏まえ、対策の効果と影響を総合的に勘案し、新型インフルエンザ等の病原性・感染力等に関する情報や発生状況の変化に応じて、実施する対策の決定、実施している対策の縮小・中止を行う。

個人における対策については、未発生期から、マスク着用・咳エチケット・手洗い・うがい・人混みを避けること等の基本的な感染対策の普及を図る。

県では、県内発生早期の段階から、新型インフルエンザ等の患者に対する入院措置や、患者等の濃厚接触者に対する感染を防止するための健康観察や外出自粛の要請といった感染症に基づく措置を行うが、本町は、県等からの要請に応じて、その取組等に適宜、協力する。また、緊急事態宣言下においては、必要に応じ、県からの要請に応じ、不要不急の外出の自粛要請をはじめ感染防止に必要な取組等に適宜、協力する。

地域対策・職場対策については、国内における発生の初期の段階から、個人における対策のほか、職場における感染症予防策の徹底等の季節性インフルエンザ対策として実施されている感染防止対策をより強化して実施する。また、緊急事態宣言下においては、県では、必要に応じ、施設の使用制限もしくは停止、催物の開催の制限もしくは停止、入場者の整理、新型インフルエンザ等症状を呈している者の入場禁止ならびに施設の消毒および手指の消毒設備の設置等（以下「施設の使用制限等」という。）の要請または指示（以下「要請等」という。）を行う。本町は、県等からの要請に応じ、その取組等に適宜、協力する。

（５） 予防接種

ワクチンの接種により、個人の発症や重症化を防ぐことで、受診患者数を減少させ、入院患者数や重症患者数を抑え、医療体制が対応可能な範囲内に収めるよう努めることは、新型インフルエンザ等による健康被害や社会・経済活動への影響を最小限にとどめることにつながる。

新型インフルエンザ対策におけるワクチンについては、製造の元となるウイルス株や製造時期が異なるプレパンデミックワクチンとパンデミックワクチンの２種類がある。なお、新感染症については、発生した感染症によってはワクチンを開発することが困難であることも想定されるため、以下では新型インフルエンザに限って記載する。

ア 特定接種

特定接種とは、特措法第 28 条に基づき、「医療の提供並びに国民生活および国民経済の安定を確保するため」に行うものであり、政府対策本部長がその緊急の必要があると認めるときに、臨時に行われる予防接種を言う。本町では、政府対策本部長が指定した期間に、「新型インフルエンザ等の発生により対応が必要となる職務に従事する者」、「新型インフルエンザ等の発生に関わりなく、行政による継続的な実施が強く求められる町民の緊急の生命保護と秩序の維持を目的とする業務に従事する者」、「本町の危機管理に関する職務に従事する者」および「民間の登録事業者と同様の業務に従事する者」に該当する町職員に対して実施する。

ただし、危機管理においては状況に応じた柔軟な対応が必要であることから、発生した新型インフルエンザの病原性などの特性に応じ、国の基本的対処方針で定めた接種総枠、対象、接種順位、その他の関連事項に準ずる。

特定接種は原則として集団接種により接種を実施することとなるため、接種が円滑に行えるよう未発生期から接種体制の構築を図ることが求められる。

イ 住民接種（住民に対する予防接種）

緊急事態宣言下では、特措法第 46 条に基づき、予防接種法（昭和 23 年法律第 68 号）第 6 条第 1 項の規定（臨時の予防接種）による予防接種を行うこととなる。

一方、緊急事態宣言が行われていない場合には、予防接種法第 6 条第 3 項の規定（新臨時接種）に基づく接触を行うこととなる。

住民接種の接種順位については、次の 4 つの群に分類するとともに、状況に応じた接種順位とすることを基本とするが、発生した新型インフルエンザの病原性等の情報を踏まえ、国の基本的対処方針に基づき、柔軟に対応することとする。

1. 医学的ハイリスク者：呼吸器疾患、心臓血管系疾患を有する患者等、発症することにより重症化するリスクが高いと考えられる者。
 - 発症時に基準が示された基礎疾患を有する者
 - 妊婦
2. 小児（1 歳未満の小児の保護者および身体的な理由により予防接種が受けられない小児の保護者を含む）
3. 成人・若年者
4. 高齢者：ウイルスに感染することにより重症化するリスクが高いとされる群
 - 65 歳以上の者

接種順位については、新型インフルエンザ等による重症化、死亡を可能な限り抑えることに重点を置いた考え方、国民生活および国民経済の将来を守ることを重点に置いた考え方や、これらの考え方を併せた考え方等を踏まえ、年齢によるワクチンの効果も考慮しつつ、政府対策本部が決定する。

住民接種は集団的接種を原則として実施するため、本町は小浜医師会等と協力し、未発生期から接種会場について検討し、確保する。なお、集団接種は原則として居住地に限って実施する。

(参 考)

【住民接種の優先順位の考え方】

1. 重症化、死亡を可能な限り抑えることに重点を置いた考え方

○成人・若年者に重症化が多いタイプの新型インフルエンザの場合

(医学的ハイリスク者>成人・若年者>小児>高齢者の順で重症化しやすいと仮定)

①医学的ハイリスク者 ②成人・若年者 ③小児 ④高齢者 の順

○高齢者に重症化が多いタイプの新型インフルエンザの場合

(医学的ハイリスク者>高齢者>小児>成人・若年者の順で重症化しやすいと仮定)

①医学的ハイリスク者 ②高齢者 ③小児 ④成人・若年者 の順

○小児に重症化が多いタイプの新型インフルエンザの場合

(医学的ハイリスク者>小児>高齢者>成人・若年者の順で重症化しやすいと仮定)

①医学的ハイリスク者 ②小児 ③高齢者 ④成人・若年者 の順

2. 我が国の将来を守ることに重点を置いた考え方

○成人・若年者に重症化が多いタイプの新型インフルエンザの場合

(医学的ハイリスク者>成人・若年者>高齢者の順で重症化しやすいと仮定)

①小児 ②医学的ハイリスク者 ③成人・若年者 ④高齢者 の順

○高齢者に重症化が多いタイプの新型インフルエンザの場合

(医学的ハイリスク者>高齢者>成人・若年者の順で重症化しやすいと仮定)

①小児 ②医学的ハイリスク者 ③高齢者 ④成人・若年者 の順

3. 重症化、死亡を可能な限り抑えることに重点を置きつつ、併せて我が国の将来を守ることに重点を置く考え方

○成人・若年者に重症化が多いタイプの新型インフルエンザの場合

(成人・若年者>高齢者の順で重症化しやすいと仮定)

①医学的ハイリスク者 ②小児 ③成人・若年者 ④高齢者 の順

○高齢者に重症化が多いタイプの新型インフルエンザの場合

(高齢者>成人・若年者の順で重症化しやすいと仮定)

①医学的ハイリスク者 ②小児 ③高齢者 ④成人・若年者 の順

(6) 医療

新型インフルエンザ等が発生した場合、全国的かつ急速にまん延し、かつ国民の生命及び健康に重大な影響を与えるおそれがあることから、医療の提供は、健康被害を最小限にとどめるという目的を達成する上で、不可欠な要素である。また、健康被害を最小限にとどめることは、社会・経済活動への影響を最小限にとどめる事にもつながる。

よって県は、発生前の段階から、原則として各健康福祉センター単位で市町、郡市医師会等および医療機関の関係者等からなる地域調整会議を設置し、行動計画に基づき、地域の実情に応じた医療体制の整備や、帰国者・接触者外来を設置する医療機関や公的機関等リストの自薦作成等について準備を進める。新型インフルエンザ等の発生時においても医療提要进行を確保するため、新型インフルエンザ等患者の診療体制を含めた、診療継続計画の策定を行っている。

町は、常に医療に関する情報を積極的に収集するとともに、国及び県等からの要請に応じ、その取組に適宜、協力する。

(7) 町民生活および社会機能の安定の確保

新型インフルエンザ等は、全人口の25%が罹患し、流行が約8週間程度続くと予想されている。また、本人の罹患や家族の罹患等により、町民生活および経済の大幅な縮小と停滞を招く恐れがある。

このため、新型インフルエンザ等発生時に、町民生活および経済への影響を最小限とできるよう、国、県および関係機関等とともに特措法に基づき、事前に十分な準備を行うことが重要である。

県内感染期以降は、患者数が大幅に増大することが予想されることから、新型インフルエンザ等に罹患し在宅で療養する場合に支援が必要な患者について、患者や医療機関等から要請があった場合には、国及び県と連携し、関係団体の協力を得ながら、必要な支援（見回り、訪問看護、訪問診療、食事の提供、医療機関への移送）や自宅で死亡した患者への対応を行う。

また、未発生時から高齢者や障がい者等の要援護者の把握を行い、新型インフルエンザ等が発生した際、見守りなどの対応を迅速に行うことができるような体制を整えておくことが重要である。

Ⅲ 各発生段階における対策

以下発生段階ごとに、新型インフルエンザ等対策の目的、対策の考え方、主要7項目の個別の対策を記載する。

新型インフルエンザ等が発生した場合、国は政府行動計画に基づき「基本的対処方針」を作成することとなっており、個々の対策の具体的な実施時期は発生段階の移行時期とは必ずしも一致しないこと、当初の予測とは異なる状況が発生する可能性もあることから、発生段階はあくまでも目安として、必要な対策を柔軟に選択し、実施する。

対策の実施や縮小・中止時期の判断の方法については、必要に応じて、ガイドライン等で国が定める。

なお、(5)「予防接種」に関しては、段階的かつ効率的に接種をすすめていくため、別途マニュアルにて詳細を取り決める。また、(7)町民生活及び社会生活の安定の確保における「要配慮者対策」に関しては、町の「災害時の避難行動要支援者マニュアル」に詳細を取り決めている。

【本章の構成】

(その発生段階の) 状態
(その発生段階の) 目的
(その発生段階の) 対策の考え方

下記の主要7項目の個別の対策を記載

- (1) 実施体制
 - (2) 情報収集
 - (3) 情報提供・共有
 - (4) 予防・まん延防止
 - (5) 予防接種
 - (6) 医療
 - (7) 町民生活及び社会機能の安定の確保
- ・発生段階ごとで対策が重複していることがあるが、これは、急速な進展の可能性がある事態において、各発生段階で町がとるべき対策を把握できるようまとめているためである。
 - ・国が状況に応じて発令する「緊急事態宣言」によってとるべき対策については、個別の対策ごとに項目末にまとめて実線囲いで記載する。
 - ・県がとるべき対策については、点線囲いで記載する。
 - ・対策の推進にあたり参考となる用語解説や関係法令等は、個別の対策ごとの項目末、また「Ⅳ 参考資料」としてまとめる。

1. 未発生期

状態	<ul style="list-style-type: none"> ・ 新型インフルエンザ等が発生していない状態。 ・ 海外において、鳥等の動物のインフルエンザウイルスが人に感染する例が散発的に発生しているが、人から人への持続的な感染はみられていない状況。
目的	<ul style="list-style-type: none"> ・ 発生に備えて体制の整備を行う。 ・ 国、県、国際機関等からの情報収集等により、発生の早期確認に努める。
対策の考え方	<ul style="list-style-type: none"> ・ 新型インフルエンザ等は、いつ発生するかわからないことから、平素から警戒を怠らず、本行動計画等を踏まえ、県等との連携を図り、対応体制の構築や訓練の実施、事前の準備を推進する。 ・ 新型インフルエンザ等が発生した場合の対策等に関し、町民全体での認識共有を図るため、継続的な情報提供を行う。 ・ 国、県、国際機関等からの情報収集等を行う。

(1) 実施体制

ア 町行動計画の策定、見直し

町は、特措法の規定に基づき、新型インフルエンザ等の発生に備えた町行動計画の策定を行い、必要に応じて見直しを行う。(防災安全課・保健課)

イ 実施体制の整備及び国・県等との連携強化

町は、国、県等との連携を強化し、新型インフルエンザ等の発生に備え、平素からの情報交換、連携体制の確認、研修会への参加、訓練を実施する。(防災安全課・保健課)

(2) 情報収集

ア 国内外の情報収集

町は、国の新型インフルエンザ等対策関連情報及び県、若狭健康福祉センター等から国内外の鳥インフルエンザ、新型インフルエンザ等の発生情報を収集する。
(防災安全課・保健課)

イ 野鳥・家きん・豚等のサーベイランス

町は、野鳥・家きん・豚等インフルエンザが発生したときは、関係機関と連携し、適切な対応を行う。(まちづくり課)

【 1. 未発生期】

(3) 情報提供・共有

ア 新型インフルエンザ等相談窓口の設置

町は、町民からの問い合わせに備え「新型インフルエンザ等相談窓口（コールセンター）」の設置の準備を行う。また、相談窓口においては感染症に関する相談のみならず、生活相談に対応できる体制とする。さらに外国籍町民への対応への準備を行う。（防災安全課・総務課・保健課・住民課）

イ 基礎知識、感染対策の情報提供

町は、町民に対し、平常時から新型インフルエンザ等の基礎知識及び感染対策について情報提供する。（全課）

(4) 予防・まん延防止

ア 感染対策の普及

町、小中学校、保育所、児童センター、介護保険施設等、福祉施設及び事業者等は、個人における対策の普及として、マスク着用・咳エチケット・手洗い・うがい、人混みを避けること、また自らの発症が疑わしい場合は、若狭健康福祉センターに連絡し指示を仰ぎ、感染を広げないように、また不要な外出は控える等の基本的な感染対策について理解促進を図る。

（教育委員会・まちづくり課・福祉課・保健課）

(参 考)

【インフルエンザの感染経路と注意事項】

通常のインフルエンザの主な感染経路は、飛沫感染と接触感染である。

- ・飛沫感染： 感染した人の席、くしゃみ、つばなどの飛沫とともに放出されたウイルスを健康な人が吸入することによって感染する。
- ・接触感染： 感染した人がくしゃみやせきを手で押さえた後や、鼻水を手でぬぐった後に、机やドアノブ、スイッチなどに触れると、その触れた場所にウイルスが付着することがある。その付着したウイルスに健康な人が手で触れ、その手で目や鼻、口に再び触れることにより、粘膜・結膜などを通じてウイルスが体の中に入り感染する。

【1. 未発生期】

新型インフルエンザの予防には、通常のインフルエンザに対する次のような取り組みを習慣づけておくことが重要であり、一人ひとりがいわゆる「咳エチケット」を心がけることが求められる。

「咳エチケット」

風邪などで咳やくしゃみが出る時に、他人に感染させないためのエチケットである。感染者がウイルスを含んだ飛沫を発することにより周囲の人に感染させないように、咳エチケットを徹底することが重要である。

<方法>

咳やくしゃみの際は、ティッシュなどで口と鼻を被い、他の人から顔をそむけ、出来る限り1～2メートル以上離れる。ティッシュなどが無い場合は、口を前腕部（袖口）で押さえて極力、飛沫が拡散しないようにする。前腕部で押さえるのは、他の場所に触れることが少ないため、接触感染の機会を低減することが出来るからである。

呼吸器系分泌物（鼻汁・痰など）を含んだティッシュは、すぐにゴミ箱に捨てる。

咳やくしゃみをする際に抑えた手や腕は、その後ただちに洗うべきであるが、接触感染の原因にならないよう、手を洗う前に不必要に周囲に触れないよう注意する。手を洗う場所がないことに備えて、携行できる速乾性擦式消毒用アルコール製剤あるいはパック入りのアルコール綿を用意しておくことが推奨される。

咳をしている人にマスクの着用を積極的に促す。マスクを適切に着用することによって、飛沫の拡散を防ぐことが出来る。

「咳エチケット」以外にも、次の点について心がけることが求められる。

- ・帰宅後や不特定多数の者が触るようなものに触れた後の手洗い・うがいを日常的に行う
- ・手洗いは、せっけんを用いて最低15秒以上行うことが望ましく、洗った後は清潔な布やペーパータオル等で水を十分にふき取る
- ・感染者の2メートル以内に近づかないようにする
- ・流行地への渡航、人混みや繁華街への不要不急な外出を控える
- ・十分に休養をとり、体力や抵抗力を高め、日頃からバランスよく栄養をとり、規則的な生活をし、感染しにくい状態を保つ

(5) 予防接種

ア ワクチンの生産・供給体制に関する情報の収集

町は、プレパンデミックワクチン及びパンデミックワクチンの研究開発や生産備蓄及び供給体制に関する情報を収集し、予防接種体制の構築に役立てる。(ワクチンの供給体制は県が国からの要請を受けてワクチンを円滑に流通できる体制を構築する)。(保健課)

イ 接種体制の構築

① 特定接種

・特定接種の対象となり得る職員に対し、集団的接種を原則として、速やかに特定接種が実施できるよう、庁内及び現地機関の接種体制を構築する。

(総務課・保健課)

・国が登録事業者に対して行う接種体制の構築要請に協力する。(総務課・保健課)

② 住民接種

・国および県の協力を得ながら、特措法第46条又は予防接種法第6条第3項に基づき、町内に居住する者に対し、速やかにワクチンを接種することができるよう、若狭健康福祉センターや小浜医師会、学校関係者や医薬品卸売業者等の事業者等と協力し、接種に携わる医療従事者等の体制や、接種の場所、接種の時期の周知・予約等、接種の具体的な実施方法について、準備を進める。(保健課)

・必要なワクチン需要量を算出しておく等、住民接種のシミュレーションを行っておく。(保健課)

・ワクチン接種の円滑な実施が可能となるように、小浜医師会等と連携の上、接種体制を構築する。(保健課)

○医師、看護師、受付担当者等の医療従事者等の確保

○接種場所の確保(保健福祉センター、各公民館、学校等)

○接種に要する器具等の確保

○接種に関する町民の周知方法

・接種には多く医療機関従事者の確保が必要となることから、県、小浜医師会等の協力を得て、その確保を図る。通常の協力依頼では医療従事者の確保ができない場合、県に対し、特措法第46条第6項において読み替えて準用する第31条の規定に基づき、政令で定める医療関係者に対し、住民に対する予防接種の実施に関し必要な協力要請等を依頼する。なお、住民接種は、全

【1. 未発生期】

町民を対象とする。実施主体である本町が実施する対象者は、本町の区域内に居住する者を原則とする。本町に所在する医療機関従事者および入院中の患者、里帰り分娩の妊産婦等に対しても接種を実施する場合は考えられる。

(保健課)

- ・町は、各接種会場において、集団的接種を実施できるよう予診を適切に実施するほか、医療従事者や誘導のための人員、待合室や接種場所等の設備、接種に要する器具（副反応の発生に対応するためのものを含む。）等を確保する。（保健課・防災安全課）

(6) 医療

町は、県等の要請に応じ、以下の対策等に適宜協力する。（保健課・防災安全課）

地域医療体制の整備に関する県の対策

●地域医療体制の整備

- ・若狭健康福祉センターが中心となり、地域調整会議等において、地域の医療体制の確保について具体的な検討を進め、市町、郡市医師会、薬剤師会、医療機関、薬局、消防等の関係機関と調整を行う。
- ・帰国者・接触者相談センターの設置場所、運営方法等の検討を行う。
- ・帰国者・接触者外来の設置場所・運営方法等の検討を進めるとともに、入院医療を提供する医療機関（感染症指定医療機関および結核病床を有する医療機関等）との具体的な連携方法を検討する。

県内感染期に備えた医療の確保に関する県の対策

●県内感染期に備えた医療の確保

- ・県内感染期に備え、次の点について検討を行う。
 - すべての医療機関に対して、医療機関の特性や規模に応じた診療継続計画の作成を要請すること。また医療機関における使用可能な病床数を把握すること。
 - 地域の実情に応じ、感染症指定医療機関等のほか、入院患者を優先的に受け入れる医療機関を選定すること。
 - 入院治療が必要な新型インフルエンザ等の患者が増加し、医療機関の収容能力を超えた場合において、公共施設等で医療を提供すること。
 - 地域の医療機能維持の観点から、救急医療、がん医療や透析医療、産科医療等の常に必要とされる医療を継続するため必要に応じて新型インフルエンザ等の初診患者の診療を原則として行わないこととする医療機関を設定すること。
 - 社会福祉施設等の入所施設で集団感染が発生した場合の医療提供の方法。
- ・国等と連携しながら、相互に医療従事者等に対し、県内発生を想定した研修や訓練を行う。

【 1. 未発生期】

(7) 町民生活及び社会機能の安定の確保

ア 行政機能の維持

町は、新型インフルエンザ等発生時の行政機能の維持に向け、町職員の勤務体制、業務の維持及び応援体制について整備する。(防災安全課・総務課)

イ 個人が取り組むべき対策の周知

町は、新型インフルエンザ等の国内発生時における社会機能の維持に向けて、引き続き食料品の備蓄等個人が行う対策に取り組むよう周知を図る。(防災安全課)

ウ 要配慮者への生活支援

町は、県内感染期における高齢者、障害者等の要配慮者への生活支援（見回り、介護、訪問診療、食事の提供等）、搬送、死亡時の対応等について、要配慮者の把握とともにその具体的な支援体制の整備を進める。(防災安全課・福祉課・住民課)

エ 物資及び資材、医薬品等の備蓄

町は、まん延防止対策及び医療体制にかかる物資及び資材、医薬品等を備蓄する。
(防災安全課・総務課・保健課)

オ 火葬能力等の把握

町は、県と連携し、火葬場の火葬能力および一時的に遺体を安置できる施設等について把握・検討を行い、火葬または埋葬を円滑に行うための体制を整備する。
(住民課)

カ 野鳥・家きん・豚等インフルエンザ発生時の対応

町は、野鳥・家きん・豚等インフルエンザが発生したときは、関係機関と連携し、適切な対応を行う。(まちづくり課)

2. 海外発生期

状態	<ul style="list-style-type: none"> ・ 海外で新型インフルエンザ等が発生した状態。 ・ 国内では新型インフルエンザ等の患者は発生していない状態。 ・ 海外においては、発生国・地域が限局的な場合、流行が複数の国・地域に拡大している場合等、さまざまな状況。
目的	<ul style="list-style-type: none"> ・ 新型インフルエンザ等の県内侵入をできるだけ遅らせ、県内発生の遅延と早期発見に努める。 ・ 県内発生に備えて体制の整備を行う。
対策の考え方	<ul style="list-style-type: none"> ・ 新たに発生した新型インフルエンザ等の病原性や感染力等について十分な情報がない場合は、病原性・感染力が強い場合にも対応できるよう、強力な措置をとる。 ・ 対策の判断に役立てるため、国、県、国際機関等を通じて、海外での発生状況、新型インフルエンザ等の特徴等に関する積極的な情報収集を行う。 ・ 海外での発生状況について適格な情報提供を行い、医療機関、事業者、町民に準備を促す。 ・ 町民の生活及び町民の経済の安定のための準備、予防接種の準備、県内発生に備えた体制整備を急ぐ。

(1) 実施体制

ア 国内発生に備え、実施体制を強化する。

町は、関係課長による「庁内連絡会議」を開催し、国からの緊急事態宣言がなされた場合に備え、対策本部の体制を確認する。(防災安全課・総務課・保健課)

(2) 情報収集

ア 国内外の情報収集

町は、国の新型インフルエンザ等対策関連情報及び県、若狭健康福祉センター等から国内外の新型インフルエンザ等の発生情報を収集する。(防災安全課・保健課)

イ 学校等でのインフルエンザ発生状況の把握

町は、必要に応じて、小中学校、保育所、介護保険施設等及び福祉施設におけるインフルエンザ患者(疑われる患者を含む)の発生状況を把握する。(防災安全課・福祉課・教育委員会・保健課)

【2. 海外発生期】

(3) 情報提供・共有

ア 感染予防、医療機関受診方法等の周知

町は、新型インフルエンザ等の国内発生に備え、感染対策、帰国者・接触者相談センター、帰国者・接触者外来及び医療機関への受診方法等の情報を広報、ホームページ、チラシ等を通じて周知する。(防災安全課・保健課)

イ 学校等への感染予防情報等の提供

町は、小中学校、保育所、児童センター、介護保険施設及び福祉施設へ、新型インフルエンザ等の基礎知識及び感染対策について情報提供する。(防災安全課・福祉課・教育委員会・保健課)

ウ 要配慮者への感染対策の啓発

町は、ひとり暮らし高齢者、障害者世帯等に民生委員児童委員等を通じて、新型インフルエンザ等の感染対策の啓発を行う。(福祉課)

エ 新型インフルエンザ等の相談窓口の設置

町は、町民からの問い合わせに対応できる「新型インフルエンザ等相談窓口（コールセンター）」を設置し、国からの Q&A 等の情報に基づき、適切に情報を提供する。また、外国籍町民への対応を行う。(防災安全課・保健課・住民課)

(4) 予防・まん延防止

ア 新型インフルエンザ等発生時の留意点の啓発

町は、町民に対し、マスクの着用・咳エチケット・手洗い・うがい、人ごみを避けることなどの基本的な感染対策を実施するよう促す。また、疑わしい症状がある場合の相談先、医療機関受診方法等の情報を提供する。(防災安全課・保健課)

イ 事業所（者）への感染対策

町は、新型インフルエンザ等の国内発生以降に備え、事業所への感染対策及び連絡体制について調整するとともに啓発を行う。(まちづくり課)

ウ 公共施設利用者等への感染対策の啓発

町は、公共施設利用者、公共交通機関利用者及び町職員に対し、感染対策（うがい・手洗いの遂行、マスクの早期着用、その他の予防方法等）の啓発を行う。(防災安全課・まちづくり課・教育委員会・総務課)

エ まん延防止対策物品等の備蓄

町は、まん延防止対策物品等（マスク、手指消毒液、ゴーグル、感染防護衣セット、生活必需品等）の備蓄の補充を進める。(防災安全課・総務課・保健課)

【2. 海外発生期】

(5) 予防接種

ア ワクチンの生産等に関する情報の収集

町は、国等が行うプレパンデミックワクチンの製剤化、パンデミックワクチンの開発や生産の要請等に関する情報を収集し、予防接種体制の構築に役立てる。(保健課)

イ ワクチンの供給

町は、政府対策本部が定める基本的対処方針に基づき、供給量について国が作成する計画やワクチンの流通管理に関する情報を収集するとともに、国の要請を受けて、町内においてワクチンを円滑に流通できる体制を構築する。(保健課)

ウ 接種体制

① 特定接種

- ・町は、県と連携し、特定接種の実施や具体的な運用等に関する国の決定について情報収集を行う。(保健課)
- ・町は、国の基本的対処方針に踏まえ、町職員の対象者に対して集団的な接種を行うことを基本に、本人の同意を得て特定接種を行う。(総務課・保健課)
- ・町は、具体的な接種の進捗状況や、ワクチンの有効性・安全性に関する情報や相談窓口など接種に必要な情報を提供する。(総務課・保健課)

② 住民接種

- ・町は、国および県と連携して特措法第46条に基づく住民接種又は予防接種法第6条第3項に基づく新臨時接種に関する接種体制の準備を行う。

(防災安全課・保健課)

(6) 医療

町は、以下の情報を積極的に収集するとともに、国及び県等からの要請に応じ、その取り組み等に適宜、協力する。(防災安全課・保健課)

医療に関する県の対策

●新型インフルエンザ等の症例定義

- ・国が示す新型インフルエンザ等の症例定義について医療機関等に対してその内容を周知する。

●医療体制の整備

- ・発生日からの帰国者であって、発熱・呼吸機症状等を有する者について、新型インフルエンザ等になり患する危険性がそれ以上の患者と大きく異なると考えられる場合に備え、帰国者・接触者外来を設置する。
- ・帰国者接触者外来を有しない医療機関を新型インフルエンザ等の患者が受

【2. 海外発生期】

診する可能性もあるため、県及び郡市医師会の協力を得て、院内感染対策を講じた上で、診療体制を整備する。

- ・帰国者接触者外来を有する医療機関に対し、症例定義を踏まえ、新型インフルエンザ等の患者または疑似症患者と判断された場合には、直ちに若狭健康福祉センターに連絡するよう要請する。
- ・新型インフルエンザ等の感染が疑われる患者から採取した検体は、衛生環境研究センターにおいて亜型等の同定を行い、国立感染症研究所に確認検査を依頼する。

●帰国者・接触者相談センターの設置

- ・帰国者・接触者相談センターを設置するとともに、発生国からの帰国者であって、発熱・呼吸器症状等を有する者は、帰国者・接触者相談センターを通じて、帰国者・接触者外来を受診するよう周知する。

●抗インフルエンザウイルス薬の備蓄・使用等

- ・抗インフルエンザウイルス薬の使用期限及び備蓄量の把握を行うとともに、県内の医薬品卸販売業者及び医療機関等の抗インフルエンザウイルス薬の在庫状況等を短期間に把握する体制を整備し、把握を開始する。
- ・抗インフルエンザウイルス薬の備蓄場所及びその周辺において、混乱による不足の事態の防止を図るため、必要に応じた警戒活動等を行う。
- ・国と連携し、医療機関に対し、備蓄した抗インフルエンザウイルス薬を活用して、患者の同居者、医療従事者または救急隊員等搬送従事者に、必要に応じて、予防投与を行うよう要請する。
- ・引き続き、抗インフルエンザウイルス薬の適正な流通を指導する。

(7) 町民生活及び社会機能の安定の確保

ア 行政機能の維持

町は、行政機能を維持するため、町職員の勤務体制及び業務の遂行を調整し、行政サービス継続の方針を検討する。必要に応じて、関係部署において、業務継続計画を見直す。(防災安全課・総務課)

イ 個人が取り組むべき対策の周知

町は、新型インフルエンザ等の国内発生時における社会機能の維持に向けて、引き続き食料品の備蓄等個人が行う対策に取り組むよう周知を図る。(防災安全課)

ウ 要配慮者への生活支援

町は、県内感染期における高齢者、障害者等の要配慮者への生活支援（見回り、介護、訪問診療、食事の提供等）、搬送、死亡時の対応等について、要配慮者の把

【2. 海外発生期】

握とともにその具体的な支援体制を確認し、必要に応じて見直しを行う。(防災安全課・住民課・福祉課)

エ 一時的な遺体安置場所の確保

町は、火葬場の火葬能力の限界を超える事態に備え、一時的に遺体を安置できる施設等の確保のための準備を、県の支援を受けて行う。(住民課)

オ 野鳥・家きん・豚等インフルエンザ発生時の対応

町は、野鳥・家きん・豚等インフルエンザが発生したときは、関係機関と連携し、適切な対応を行う。(まちづくり課)

3. 県内未発生期

状態	<ul style="list-style-type: none"> 国内のいずれかの都道府県で新型インフルエンザ等の患者が発生しているが、全ての患者の接触歴を疫学調査で追うことができる状態。 国内でも、都道府県によって状況が異なる可能性がある。
目的	<ul style="list-style-type: none"> 新型インフルエンザ等の県内侵入をできるだけ遅らせ、県内発生の遅延と早期発見に努める。 県内発生に備えての体制整備を行う。
対策の考え方	<ul style="list-style-type: none"> 国内での発生状況について注意喚起するとともに、県内発生に備え、医療体制、感染拡大防止策、個人1人ひとりがかかるべき行動について十分な理解を得るため、県等と連携して、医療機関、事業者、町民に対して、積極的な情報提供を行う。 住民接種を早期に開始できるよう準備を急ぎ、体制が整った場合はできるだけ速やかに実施する。 町民生活及び町民経済の安定のための準備等、県内発生に備えた体制整備を急ぐ。

(1) 実施体制

ア 感染拡大による対策本部等の設置

町は、国内において新型インフルエンザ等が発生した疑いがあるとの情報を得た場合には、速やかに情報の集約・共有・分析を行い、特措法に基づかない任意の対策本部を設置する。(防災安全課・保健課)

イ 基本的対処方針等に基づく対策の実施

町は、国が決定した基本的対処方針を踏まえ、必要に応じ、対策本部会議を開催し、県内発生早期の対策を再確認し、対策準備をすすめる。(全課)

ウ 住民接種の速やかな実施に向けた体制構築

住民接種は、町が実施主体となり、全町民を対象に集団接種を原則として実施しなければならない。そのため、住民接種が決定された場合においては、速やかな実施に向け、庁内体制を整え、全庁的な取り組みとする。また、国および県、小浜医師会、関係事業者等の協力を得て、接種体制を構築する。(全課)

エ 業務継続計画の確認

町は、各課等において、業務継続計画の確認及び見直しを行う。(全課)

【3. 県内未発生期】

オ 消防救急体制の確保

若狭消防本部が定める新型インフルエンザ等対策行動計画及び業務継続計画にもとづき、消防救急体制を確保する。(防災安全課)

町が緊急事態宣言区域に指定された場合の措置

カ 対策本部等の設置

町は、国により、緊急事態宣言が行われた場合には、ただちに対策本部を設置する。(防災安全課)

(参 考)

【緊急事態宣言とは】

- 1 国は、国内で発生した新型インフルエンザ等の状況により、基本的対処方針等諮問委員会の意見を聴き、緊急事態宣言を行い、国会に報告する。緊急事態宣言は、新型インフルエンザ等緊急事態措置（以下「緊急事態措置」という。）を講じなければ、医療提供の限界を超えてしまい、国民の生命・健康を保護できず、社会混乱を招くおそれが生じる事態であることを示すものである。
- 2 緊急事態宣言においては、緊急事態措置を実施すべき期間、区域が公示される。また、区域については、広域的な行政単位である都道府県の区域のもとに、発生区域の存在する都道府県及び隣接県が指定される。
- 3 町は、緊急事態宣言がなされた場合、公示された区域に関わらず、速やかに対策本部を設置する。

(2) 情報収集

ア 国内外の情報収集

町は、国の新型インフルエンザ等対策関連情報や県対策本部、若狭健康福祉センター、舞鶴市、町内の小中学校、保育所、介護保険施設等及び福祉施設や医療機関等からの国内、県内及び町内での発生情報を収集し、対策本部に提供し、発生動向を共有する。(全課)

イ 新型インフルエンザ等患者受診状況の把握

町は、医療機関等と連携し、町内での新型インフルエンザ等患者の感染拡大に備え、医療機関での新型インフルエンザ等患者の受診状況を把握するとともに情報を共有する。(保健課)

ウ 町職員の感染者の把握

町は、町職員の感染者を把握する。(総務課)

【3. 県内未発生期】

(3) 情報提供・共有

ア 新型インフルエンザ等相談窓口での対応

町は、引き続き、「新型インフルエンザ等相談窓口（コールセンター）」を設置する。町民からの相談が増加した場合には、必要に応じて相談窓口の体制の充実、強化を検討する。また、外国籍町民への対応を行う。（防災安全課・総務課・住民課）

イ 正確な情報の周知

町は、ホームページ等で国内の新型インフルエンザ等の発生状況、対応措置についての情報を提供し、正確な情報や正しい感染対策等に基づき行動するよう周知する。記者発表に際しては、対策本部にて情報を一元化し提供するよう努める。（政策推進室）

(4) 予防・まん延防止

ア 学校保健安全法に基づく、学校の臨時休業

小中学校は、児童生徒の感染拡大を防止するため、学校保健安全法（昭和33年法律第56号）に基づく、学校の臨時休業（学級閉鎖、学年閉鎖、学校閉鎖）を適切に行う。（教育委員会）

イ 保育所、放課後児童クラブ等の対処方法の検討

町は、パンデミック時の保育所、放課後児童クラブ等の具体的な対処方法について検討し、必要に応じて保護者へ周知する。（教育委員会・保健課）

ウ 感染対策、感染者の受診方法

町は、町民に対し、マスク着用等の感染対策、疑わしい症状がある場合の相談先、医療機関受診方法等の情報を継続して提供する。（防災安全課・保健課）

エ 公共施設の感染対策

町は、必要に応じて公共施設及び公共機関での窓口対応職員のマスク着用、手指消毒液の設置、手洗い等の注意喚起の張り紙、室内換気等の感染対策を指導する。（まちづくり課・教育委員会・総務課）

オ 公共施設利用者等への感染対策の啓発

町は、公共施設利用者、公共交通機関利用者及び町職員に、うがい、手洗い、咳エチケット等の励行を指導する。（まちづくり課・教育委員会・総務課）

カ 事業所（者）での感染対策の徹底

町は、県と連携し、事業者に対し、職場における感染予防策の徹底を要請するとともに、当該感染症の症状が認められた従業員の健康管理・受診の勧奨を要請する。（まちづくり課）

【3. 県内未発生期】

キ 病院、高齢者施設等の感染対策の徹底

町は、県と連携し、病院、高齢者施設等の基礎疾患を有する者が集まる施設や、多数の者が居住する施設等における感染予防策を強化するよう要請する。(福祉課・保健課)

ク まん延防止対策物品の備蓄

町は、必要に応じて、まん延防止対策物品等(マスク、手指消毒液、ゴーグル感染防護衣セット、生活必需品等)の備蓄の補充を進める。(防災安全課・総務課・保健課)

(5) 予防接種

ア 特定接種

町は、国の基本的対処方針を踏まえ、町職員の対象者に対して、集団的な接種を行うことを基本に、本人の同意を得て特定接種を行う。(総務課・保健課)

イ 住民接種

- ・町は、県と連携し、接種の順位に係る基本的な考え方、重症化しやすい者等の発生した新型インフルエンザ等に関する情報を踏まえた国の決定内容を確認する。(保健課)
- ・「予防接種に関する専用窓口(コールセンター)」の設置を検討し、必要に応じ設置する。(保健課)
- ・接種の実施に当たり、庁内体制を構築し、かつ国及び県と連携して、町民が速やかに接種できるよう接種体制を整備する。(全課)
- ・国の指示を受けて、パンデミックワクチンの供給が可能になり次第、町民に対する周知を行い、関係者の協力を得て、住民接種を開始する。(全課)

町が緊急事態宣言区域に指定された場合の措置

ウ 臨時接種の実施

町は、国により、緊急事態宣言が行われた場合には、国の基本的対処方針を踏まえ、特措法第46条の規定に基づき、予防接種法第1項に規定された臨時接種を実施する。(全課)

(6) 医療

町は、次の情報を積極的に収集するとともに、国及び県等からの要請に応じ、その取り組み等に適宜、協力する。(防災安全課・保健課)

医療に関する県の対策

●医療体制の整備

- ・帰国者・接触者外来における診療体制や、帰国者・接触者相談センターにおける相談体制を継続する。
- ・新型インフルエンザ等の感染が疑われる患者から採取した検体は衛生環境研究センターにおいて亜型等の同定を行い、国立感染症研究所に確認検査を依頼する。

●抗インフルエンザウイルス薬の備蓄・使用等

- ・抗インフルエンザウイルス薬の使用期限および備蓄量の把握を行うとともに、県内の卸売販売業者および医療機関等の抗インフルエンザウイルス薬の在庫状況等を把握する。
- ・抗インフルエンザウイルス薬の備蓄場所およびその周辺において、混乱による不測の事態の防止を図るため、必要に応じた警戒活動等を行う。
- ・医療機関に対し、抗インフルエンザウイルス薬を適切に使用するよう要請するとともに、医療従事者または救急隊員等搬送従事者等に対し、必要に応じて抗インフルエンザウイルス薬の予防投与を行う。
- ・抗インフルエンザ薬の適正な流通を指導する。

(7) 町民生活及び社会機能の安定の確保

ア 要配慮者への生活支援

- ・町は、計画に基づき、要配慮者対策を実施する。(防災安全課・福祉課)
- ・町は、食料品・生活必需品等の供給状況に応じ、新型インフルエンザ等の発生前に立てた計画に基づき、住民に対する食料品・生活必需品等の確保、配分・配布等を行う。(防災安全課・福祉課・住民課)
- ・新型インフルエンザ等にり患し在宅で療養する場合に支援が必要な患者について、患者や医療機関等から要請があった場合には、町は国および県と連携し必要な支援（見守り、食事の提供、医療機関への移送）を行う。(防災安全課・福祉課)

イ 行政機能の維持

町は、行政機能を維持するため、町職員の勤務体制及び業務の遂行を調整し、行政サービス継続の方針を検討する。必要に応じて、関係部署において、業務継続計画を見直す。(防災安全課・総務課)

ウ 集会等の自粛検討の周知

町は、県の要請又は状況に応じて、町民に対し、感染拡大防止のため不特定多数

【3. 県内未発生期】

の町民が参加する集会等の各種事業の感染対策及び自粛の検討について周知を図る。(防災安全課・保健課)

エ ごみ収集事業者への業務継続要請

町は、ごみ収集事業者に感染者が多発した場合に備え、代替要員の確保による業務継続を要請する。(住民課)

オ 集客を伴う事業所(者)へ感染対策徹底の要請等

町は、県の要請又は状況に応じて、不特定多数の集客を行う事業者に対して、感染対策の徹底を要請する。(まちづくり課)

カ 一時的な遺体安置場所の確保

町は、火葬場の火葬能力の限界を超える事態に備え、一時的に遺体を安置できる施設の確保のための準備を県の支援を受け行う。(住民課)

キ 野鳥・家きん・豚等インフルエンザ発生時の対応

町は、野鳥・家きん・豚等インフルエンザが発生したときは、関係機関と連携し、適切な対応を行う。(まちづくり課)

町が緊急事態宣言区域に指定された場合の措置

ク 水の安定供給

町は、消毒その他衛生上の措置等、新型インフルエンザ等緊急事態において水を安定的かつ適切に供給するために必要な措置を講ずる。(上下水道課)

ケ 食料品、生活必需品等の買占め、売り惜しみの防止

町は、生活および経済の安定のために、物価の安定および生活関連物資等の適切な供給を図る必要があることから、生活関連物資等の価格が高騰しないよう、また買占めおよび売り惜しみが生じないよう、調査・監視するとともに、必要に応じ、関係事業所団体等に対して供給の確保や便乗値上げの防止等の要請を行う。また、必要に応じ、町民からの相談窓口・情報収集窓口の充実を図る。(全課)

4. 県内発生早期

状態	<ul style="list-style-type: none"> ・ 県内で、新型インフルエンザ等の患者が発生しているが、全ての患者の接触歴を疫学調査で追うことができる状態。
目的	<ul style="list-style-type: none"> ・ 県内の感染拡大をできる限り抑える。 ・ 患者に適切な医療を提供する。 ・ 感染拡大に備えた体制の整備を行う。
対策の考え方	<ul style="list-style-type: none"> ・ 感染拡大を止めることは困難であるが、流行のピークを遅らせるため引き続き感染拡大防止策等を行う。発生したインフルエンザ等の状況等により、国が新型インフルエンザ等緊急事態宣言を行った場合、積極的な感染拡大防止策等をとる。 ・ 医療体制や感染拡大防止策について周知し、個人一人ひとりがとるべき行動について十分な理解を得るため、町民への積極的な提供を行う。 ・ 住民接種を早期に開始できるよう準備を急ぎ、体制が整った場合はできるだけ速やかに実施する。 ・ 県内感染期への移行に備えて、町民生活及び町民経済の安定の確保のための準備等、感染拡大に備えた体制の整備を急ぐ。

(1) 実施体制

ア 感染拡大による対策本部等の設置

町は、県内または町内で、新型インフルエンザ等患者の発生が確認された場合には、速やかに情報の集約・共有・分析を行い、特措法に基づかない任意の対策本部を設置する。(防災安全課・総務課・保健課)

イ 基本的対処方針等に基づく対策の実施

町は、国が決定した基本的対処方針を踏まえ、必要に応じ対策本部会議を開催し、具体的な対策について協議、決定し実施する。(全課)

ウ 住民接種の速やかな実施に向けた体制構築

住民接種は、町が実施主体となり、全町民を対象に集団接種を原則として実施しなければならない。そのため、住民接種が決定された場合においては、速やかな実施に向け、庁内体制を整え、全庁的な取り組みとする。また、国および県、小浜医師会、関係事業者等の協力を得て、接種体制を構築する。(全課)

エ 業務継続方針の検討

町は県内感染期に備え、対策本部会議において、業務継続の方針を検討する。(全課)

【4. 県内発生早期】

オ 消防救急体制の確保及び情報共有

若狭消防本部が定める新型インフルエンザ等対策行動計画及び業務継続計画に基づき、消防救急体制を確保する。また、町は、町内の小中学校や医療機関での新型インフルエンザ等の感染情報を若狭消防本部に情報提供する。(防災安全課)

町が緊急事態宣言区域に指定された場合の措置

カ 対策本部等の設置

町は、国により緊急事態宣言が行われた場合は、ただちに対策本部を設置する。(防災安全課)

(2) 情報収集

ア 国内等及び町内の情報収集

町は、国の新型インフルエンザ等対策関連情報や県対策本部、若狭健康福祉センター、舞鶴市、町内の小中学校、保育所、介護保険施設等及び福祉施設や医療機関等からの国内、県内及び町内での発生情報を収集し、対策本部に提供し、発生動向を共有する。(全課)

イ 町職員の感染者の把握

町は、町職員の感染者を把握する。(総務課)

(3) 情報提供・共有

ア 新型インフルエンザ等相談窓口での対応

町は、引き続き、「新型インフルエンザ等相談窓口（コールセンター）」を設置する。町民からの相談が増加した場合には、必要に応じて相談窓口の体制の充実、強化を検討する。また、外国籍町民への対応を行う。(防災安全課・総務課・住民課)

イ 町民等への緊急事態宣言の伝達

町は、国により、緊急事態宣言が行われた場合は、速やかに、その情報を広報、ホームページ、チラシ等により町民等に提供する。また、外国籍町民への対応を行う。(政策推進室・防災安全課・住民課)

ウ 正確な情報、正しい知識の周知

町は、引き続き、ホームページ等で、国内、県内及び町内の新型インフルエンザ等の発生状況、対応措置についての情報を提供し、正確な情報や正しい感染対策等に基づき行動するよう周知する。(政策推進室)

【 4. 県内発生早期】

(4) 予防・まん延防止

ア 県への協力

町は、県等からの要請に応じ、感染症法に基づき若狭健康福祉センターにおいて、患者への対応（治療・入院措置等）や患者の同居者等の濃厚接触者への対応（外出自粛要請、健康観察等）などの措置の取り組みに適宜、協力する。（保健課）

イ 学校保健安全法に基づく、学校の臨時休業

小中学校は、児童生徒の感染拡大を防止するため、学校保健安全法（昭和33年法律第56号）に基づく、学校の臨時休業（学級閉鎖、学年閉鎖、学校閉鎖）を適切に行う。（教育委員会）

ウ 保育所、放課後児童クラブ等の対処方法の検討

町は、パンデミック時の保育所、放課後児童クラブ等の具体的な対処方法について検討し、必要に応じて実施する。（教育委員会・保健課）

エ 感染対策、感染者の受診方法等の周知

町は引き続き、町民に対し、マスク着用等の感染対策、疑わしい症状がある場合の相談先、医療機関受診方法等の情報を継続して提供する。（防災安全課・保健課）

オ 公共施設の感染対策

町は、公共施設及び公共交通機関での手指消毒液、手洗い等の注意喚起の張り紙等の設置及び室内換気等の感染対策を強化する。また、必要に応じて、窓口職員等はマスクを着用する。（防災安全課・まちづくり課・総務課）

カ 公共施設利用者等への感染対策の啓発

町は、公共施設利用者、公共交通機関利用者及び町職員等とうがい、手洗い、咳エチケット等の励行の指導を強化する。（防災安全課・まちづくり課・教育委員会・総務課）

キ 事業所（者）での感染対策の徹底

町は、県等と連携し、事業所に対し、職場における感染予防策の徹底を要請するとともに、当該感染症の症状が認められた従業員の健康管理・受診の勧奨を要請する。（まちづくり課）

ク 病院、高齢者施設等での感染対策の徹底

町は、県等と連携し、病院、高齢者施設等の基礎疾患を有する者が集まる施設や、多数の者が居住する施設等における感染予防策を強化するよう要請する。（福祉課・保健課）

ケ まん延防止対策物品等の備蓄

町は、物品等の使用状況に応じて、まん延防止対策物品等（マスク、手指消毒液、ゴーグル、感染防護衣セット、生活必需品等）の備蓄の補充を進める。（防災安全課・総務課・保健課）

町が緊急事態宣言区域に指定された場合の措置

アからケの対策に加え、期間（おおむね1から2週間）および区域を定めた上で県からの要請に応じ、以下の取り組みに協力する。

コ 不要不急の外出等の自粛

町は、町民に対し、不要不急の外出自粛および基本的な感染予防策の徹底について要請する。なお、外出自粛の要請の対象とならない外出としては、医療機関への通院、食料の買出し、職場への出勤、生活の維持のために必要なものが考えられる。（防災安全課・まちづくり課・保健課）

サ 特措法第45条第2項に基づく学校、保育所等の施設の使用制限

町は、学校、保育所等（特措法施行例第11条に定められた施設）に対し、施設の使用制限等の要請等を行う。（防災安全課・総務課・まちづくり課・教育委員会・保健課）

シ 特措法第24条第9項に基づく学校、保育所以外の施設の使用制限および感染対策の徹底

町は、学校、保育所以外の施設について、職場を含め、感染対策の徹底の要請を行う。この要請に応じず、公衆衛生上の問題が生じていると判断された施設（特措法施行令第11条に定められた施設に限る。）に対し、施設の使用制限等の要請を行う。（防災安全課・総務課・まちづくり課・教育委員会・保健課）

・特措法施行例第11条に定められた施設・・・「IV 参考資料」を参照

(5) 予防接種

ア 特定接種

町は、国の基本的対処方針を踏まえ、町職員の対象者に対して、集団的な接種を行うことを基本に、本人の同意を得て特定接種を行う。（総務課・保健課）

イ 住民接種

- ・町は、県と連携し、接種の順位に係る基本的な考え方、重症化しやすい者等の発生した新型インフルエンザ等に関する情報を踏まえた国の決定内容を確認する。（保健課）
- ・「予防接種に関する専用窓口（コールセンター）」の設置を検討し、必要に応じ設置する。（保健課）
- ・接種の実施に当たり、庁内体制を構築し、かつ国及び県と連携して、町民が速やかに接種できるよう接種体制を整備する。（全課）
- ・国の指示を受けて、パンデミックワクチンの供給が可能になり次第、町民に対する周知を行い、関係者の協力を得て、住民接種を開始する。（全課）

町が緊急事態宣言区域に指定された場合の措置

ウ 臨時接種の実施

町は、国により、緊急事態宣言が行われた場合には、国の基本的対処方針を踏まえ、特措法第46条の規定に基づき、予防接種法第1項に規定された臨時接種を実施する。(保健課)

(6) 医療

町は、以下の情報を積極的に収集するとともに、国及び県等からの要請に応じ、その取り組み等に適宜、協力する。(防災安全課・保健課)

医療に関する県の対策

●医療体制の整備

- ・帰国者・接触者外来における診療体制や、帰国者・接触者相談センターにおける相談体制を継続する。
- ・患者等が増加してきた段階においては、帰国者・接触者外来に限定した診療体制から、内科・小児科診療を行う全ての医療機関でも診療する体制に移行することを検討する。

●患者への対応

- ・国と連携し、新型インフルエンザ等と診断されたものに対しては原則として感染症法に基づき、感染症指定医療機関に移送し、入院措置を行う。この措置は、病原性が高い場合に実施することとするが、発生当初は病原性に関する情報が限られていることが想定されることから、病原性が低いと判明しない限り実施する。
- ・国と連携し、必要に応じて、衛生環境研究センターにおいて、新型インフルエンザ等のPCR検査等を行う。全ての新型インフルエンザ等患者のPCR検査等による確定検査は、患者数が極めて少ない段階で実施されるものであり、患者数が増加した段階では、PCR等の確定検査は重症者に限定して行う。
- ・国と連携し、医療機関の協力を得て、新型インフルエンザ等患者の同居者等の濃厚接触者および医療従事者または救急隊員等であって十分な防御なく暴露した者には、抗インフルエンザウイルス薬の予防投与や有症時の対応を指導する。なお、症状が現れた場合には、感染症指定医療機関等に移送する。

●抗インフルエンザウイルス薬

- ・抗インフルエンザウイルス薬の使用期限および備蓄量の把握を行うとともに、県内の卸売販売業者および医療機関等の抗インフルエンザウイルス薬の在庫状況等を把握する。

【 4. 県内発生早期】

- ・抗インフルエンザウイルス薬の備蓄場所およびその周辺において、混乱による不測の事態の防止を図るため、必要に応じた警戒活動等を行う。
- ・医療機関に対し、抗インフルエンザウイルス薬を適切に使用するよう要請するとともに、医療従事者または救急隊員等搬送従事者等に対し、必要に応じて抗インフルエンザウイルス薬の予防投与を行う。
- ・抗インフルエンザ薬の適切な流通を指導する。

(7) 町民生活及び社会機能の安定の確保

ア 要配慮者への生活支援

- ・町は、計画に基づき、要配慮者対策を実施する。(防災安全課・福祉課)
- ・町は、食料品・生活必需品等の供給状況に応じ、新型インフルエンザ等の発生前に立てた計画に基づき、住民に対する食料品・生活必需品等の確保、配分・配布等を行う。(防災安全課・福祉課・住民課)
- ・新型インフルエンザ等にり患し在宅で療養する場合に支援が必要な患者について、患者や医療機関等から要請があった場合には、町は国および県と連携し必要な支援（見守り、食事の提供、医療機関への移送）を行う。(防災安全課・福祉課)

イ 行政機能の縮小継続

町は、町民生活及び社会機能の安定に重要な行政機能を維持するため、町職員の勤務体制及び業務の執行を調整し、一部の行政サービスを縮小して、行政機能を継続・維持する。(防災安全課・総務課)

ウ 集会等の自粛検討の周知

町は、県の要請または状況に応じて、町民に対し、感染拡大防止のため、不特定多数の町民が参加する集会等の各種事業の感染対策及び自粛の検討について周知を図る。(防災安全課)

エ ごみ収集事業者への業務継続要請

町は、ごみ収集事業者に感染者が多発した場合に備え、代替要員の確保による業務継続を要請する。(住民課)

オ 集客を伴う事業所（者）へ感染対策徹底の要請等

町は、県の要請又は状況に応じて、不特定多数の集客を行う事業者に対して、感染対策の徹底を要請する。また、特措法に基づき県が行う休業等の措置について理解を求める。(まちづくり課)

カ 電気、ガス、水道等の業務継続要請

町は、必要に応じて、電気、ガス、水道等のライフライン事業者に、業務継続の

【4. 県内発生早期】

要請を行う。(上下水道課・税務課)

キ 一時的な遺体安置場所の確保

町は、火葬場の火葬能力の限界を超える事態に備え、一時的に遺体を安置できる施設等の確保のための準備を、県の支援を受け行う。(住民課)

ク 野鳥・家きん・豚等インフルエンザ発生時の対応

町は、野鳥・家きん・豚等インフルエンザが発生したときは、関係機関と連携し、適切な対応を行う。(まちづくり課)

町が緊急事態宣言区域に指定された場合の措置

ケ 水の安定供給

町は、消毒その他衛生上の措置等、新型インフルエンザ等緊急事態において水を安定的かつ適切に供給するために必要な措置を講ずる。(上下水道課)

コ 食料品、生活必需品等の買占め、売り惜しみの防止

町は、生活および経済の安定のために、物価の安定および生活関連物資等の適切な供給を図る必要があることから、生活関連物資等の価格が高騰しないよう、また買占めおよび売り惜しみが生じないよう、調査・監視するとともに、必要に応じ、関係事業所団体等に対して供給の確保や便乗値上げの防止等の要請を行う。また、必要に応じ、町民からの相談窓口・情報収集窓口の充実を図る。(まちづくり課)

5. 県内感染期

状態	<ul style="list-style-type: none"> ・ 新型インフルエンザ等の患者の接触歴が疫学調査で追えなくなった状態。 ・ 感染拡大からまん延、患者の減少に至る時期を含む。
目的	<ul style="list-style-type: none"> ・ 医療体制を維持する。 ・ 健康被害を最小限に抑える。 ・ 町民生活及び町民経済への影響を最小限に抑える。
対策の考え方	<ul style="list-style-type: none"> ・ 感染拡大を止めることは困難であり、対策の主眼を早期の積極的な感染拡大防止策から被害軽減に切り替える。 ・ 地域ごとに発生の状況は異なり、実施すべき対策が異なることから、地域ごとに実施すべき対策の判断を行う。 ・ 状況に応じた医療体制や感染拡大防止策、ワクチン接種、社会・経済活動の状況等について周知し、個人一人ひとりがとるべき行動についてわかりやすく説明するため積極的な情報提供を行う。 ・ 流行のピーク時の入院患者や重症者の数をなるべく少なくして医療体制への負荷を軽減する。 ・ 医療体制の維持に全力を尽くし、必要な患者が適切な医療を受けられるようにし健康被害を最小限にとどめる。 ・ 欠勤者の増大が予測されるが、町民生活・町民経済の影響を最小限に抑えるため必要なライフライン等の事業活動を継続する。また、その他の社会活動をできる限り継続する。 ・ 受診患者数を減少させ、入院患者数や重傷者数を抑え、医療体制への負荷を軽減するため、住民接種を早期に開始できるよう準備を急ぎ、体制が整った場合は、できるだけ速やかに実施する。 ・ 状況の進展に応じて、必要性の低下した対策の縮小・中止を図る。

(1) 実施体制

ア 基本的対処方針等に基づく対策の実施

町は、国が決定した基本的対処方針を踏まえ、必要に応じ対策本部会議を開催し、具体的な対策について協議、決定し実施する。(防災安全課・総務課・保健課)

イ 住民接種の速やかな実施に向けた体制構築

住民接種は、町が実施主体となり、全町民を対象に集団接種を原則として実施しなければならない。そのため、住民接種が決定された場合においては、速やかな実施に向け、庁内体制を整え、全庁的な取り組みとする。また、国および県、小浜医師会、関

【5. 県内感染期】

係事業者等の協力を得て、接種体制を構築する。(全課)

ウ 業務継続計画の見直し

町は、感染拡大の状況に応じて、業務継続計画の見直しを随時行う。(全課)

エ 消防救急体制の確保及び情報共有

若狭消防本部が定める新型インフルエンザ等対策行動計画及び業務継続計画に基づき、消防救急体制を確保する。また、町は、町内の小中学校や医療機関での新型インフルエンザ等の感染情報を若狭消防本部に提供する。(防災安全課)

町が緊急事態宣言区域に指定された場合の措置

オ 対策本部等の設置

町は、国により緊急事態宣言が行われた場合は、ただちに対策本部を設置する。
(防災安全課)

(2) 情報収集

ア 国内等及び町内の情報収集

町は、国の新型インフルエンザ等対策関連情報や県対策本部、若狭健康福祉センター、舞鶴市、町内の小中学校、保育所、介護保険施設等及び福祉施設や医療機関等からの国内、県内及び町内での発生情報を収集し、対策本部に提供し、発生動向を共有する。(全課)

イ 町職員の感染者の把握

町は、引き続き、町職員の感染者を把握する。(総務課)

(3) 情報提供・共有

ア 緊急事態宣言の周知

町は、国により緊急事態宣言が行われた場合は、広報、ホームページ、チラシ等を用いて、緊急事態宣言について周知する。また外国籍町民への対応を行う。(防災安全課・住民課)

イ 新型インフルエンザ等相談窓口の体制強化

町は、引き続き、「新型インフルエンザ等相談窓口（コールセンター）」を設置する。町民からの相談が増加した場合には、必要に応じて相談窓口の体制の充実、強化を検討する。また、外国籍町民への対応を行う。(防災安全課・総務課・住民課)

ウ 正確な情報、正しい知識の周知

町は、引き続き、ホームページ等で、国内、県内及び町内の新型インフルエンザ等

【5. 県内感染期】

の発生状況、対応措置についての情報を提供し、正確な情報や正しい感染対策等に基づき行動するよう周知する。(政策推進室)

エ 行政サービスの維持と縮小

町は、業務継続計画及び対策本部の方針に基づき、行政サービス維持のため、一部業務を縮小して継続するとともに、その行政サービスの情報を周知する。また、外国籍町民への対応を行う。(防災安全課・総務課・住民課)

(4) 予防・まん延防止

ア 県への協力

町は、県等からの要請に応じ、感染症法に基づき若狭健康福祉センターにおいて、患者への対応(治療・入院措置等)や患者の同居者等の濃厚接触者への対応(外出自粛要請、健康観察等)などの措置の取り組みに適宜、協力する。(保健課)

イ 学校保健安全法に基づく、学校の臨時休業

小中学校は、児童生徒の感染拡大を防止するため、学校保健安全法(昭和33年法律第56号)に基づく、学校の臨時休業(学級閉鎖、学年閉鎖、学校閉鎖)を適切に行う。(教育委員会)

ウ 保育所、放課後児童クラブ等の対処方法の検討

町は、パンデミック時の保育所、放課後児童クラブ等の具体的な対処方法について検討し、必要に応じて実施する。(教育委員会・保健課)

エ 感染対策、感染者の受診方法等の周知

町は引き続き、町民に対し、マスク着用等の感染対策、疑わしい症状がある場合の相談先、医療機関受診方法等の情報を継続して提供する。(防災安全課・保健課)

オ 公共施設の感染対策

町は、公共施設及び公共交通機関での手指消毒液、手洗い等の注意喚起の張り紙等の設置及び室内換気等の感染対策を強化する。また、必要に応じて、窓口職員等はマスクを着用する。(防災安全課・まちづくり課・総務課)

カ 公共施設利用者等への感染対策の啓発

町は、公共施設利用者、公共交通機関利用者及び町職員等とうがい、手洗い、咳エチケット等の励行の指導を強化する。(防災安全課・まちづくり課・教育委員会・総務課)

キ 事業所(者)での感染対策の徹底

町は、県等と連携し、事業所に対し、職場における感染予防策の徹底を要請するとともに、当該感染症の症状が認められた従業員の健康管理・受診の勧奨を要請する。(まちづくり課)

【5. 県内感染期】

ク 病院、高齢者施設等での感染対策の徹底

町は、県等と連携し、病院、高齢者施設等の基礎疾患を有する者が集まる施設や、多数の者が居住する施設等における感染予防策を強化するよう要請する。(福祉課・保健課)

ケ まん延防止対策物品等の備蓄

町は、物品等の使用状況に応じて、まん延防止対策物品等（マスク、手指消毒液、ゴーグル、感染防護衣セット、生活必需品等）の備蓄の補充を進める。

(防災安全課・総務課・保健課)

町が緊急事態宣言区域に指定された場合の措置

アからケの対策に加え、期間（おおむね1から2週間）および区域を定めた上で、県からの要請に応じ、以下の取り組みに協力する。

コ 不要不急の外出等の自粛

町は、町民に対し、不要不急の外出自粛および基本的な感染予防策の徹底について要請する。なお、外出自粛の要請の対象とならない外出としては、医療機関への通院、食料の買出し、職場への出勤、生活の維持のために必要なものが考えられる。(防災安全課・まちづくり課・保健課)

サ 特措法第45条第2項に基づく学校、保育所等の施設の使用制限

町は、学校、保育所等（特措法施行令第11条に定められた施設）に対し、施設の使用制限等の要請等を行う。(防災安全課・総務課・まちづくり課・教育委員会・保健課)

シ 特措法第24条第9項に基づく学校、保育所以外の施設の使用制限および感染対策の徹底

町は、学校、保育所以外の施設について、職場を含め、感染対策の徹底の要請を行う。この要請に応じず、公衆衛生上の問題が生じていると判断された施設（特措法施行令第11条に定められた施設に限る。）に対し、施設の使用制限等の要請を行う。(防災安全課・総務課・まちづくり課・教育委員会・保健課)

(5) 予防接種

ア 特定接種

町は、国の基本的対処方針を踏まえ、町職員の対象者に対して、集団的な接種を行うことを基本に、本人の同意を得て特定接種を行う。(総務課・保健課)

イ 住民接種

- ・町は、県と連携し、接種の順位に係る基本的な考え方、重症化しやすい者等の発生した新型インフルエンザ等に関する情報を踏まえた国の決定内容を確認する。(保健課)
- ・「予防接種に関する専用窓口(コールセンター)」の設置を検討し、必要に応じ設置する。(保健課)
- ・接種の実施に当たり、庁内体制を構築し、かつ国及び県と連携して、町民が速やかに接種できるよう接種体制を整備する。(全課)
- ・国の指示を受けて、パンデミックワクチンの供給が可能になり次第、町民に対する周知を行い、関係者の協力を得て、住民接種を開始する。(全課)

町が緊急事態宣言区域に指定された場合の措置

ウ 臨時接種の実施

町は、国により、緊急事態宣言が行われた場合には、国の基本的対処方針を踏まえ、特措法第46条の規定に基づき、予防接種法第1項に規定された臨時接種を実施する。(全課)

(6) 医療

町は、以下の情報を積極的に収集するとともに、国及び県等からの要請に応じ、その取り組み等に適宜、協力する。(防災安全課・保健課)

医療に関する県の対策

●患者への対応等

- ・帰国者・接触者外来、帰国者・接触者相談センターおよび感染症法による基づく患者の入院措置を中止し、原則として内科・小児科診療を行う全ての医療機関において、新型インフルエンザ等の患者の診療を行う、なお、県民に対し、受診の際には事前に医療機関に電話で連絡した上で受診するよう周知する。

【5. 県内感染期】

- ・入院治療は重症患者を対象とし、それ以外の患者に対しては、在宅での療養を要請するよう医療機関に周知する。
- ・医師が在宅で療養する患者に対する電話による診療により新型インフルエンザ等への感染の有無や慢性疾患の状況について診断ができた場合、医師が抗インフルエンザウイルス薬等の処方箋を発行し、ファクシミリ等により送付することについて国が示す対応方針を周知する。
- ・医療機関の従業員の勤務状況及び医療資器材・医薬品の在庫状況を確認し、新型インフルエンザ等やその他の疾患にかかる診療が継続されるように調整する。

●抗インフルエンザウイルス薬の備蓄・使用

- ・引き続き、抗インフルエンザウイルス薬の備蓄量の把握を行う。また抗インフルエンザウイルス薬の流通状況を調査し、患者の発生状況を踏まえ、抗インフルエンザウイルス薬が必要な地域に供給されているかどうかを確認し、国備蓄分の供給を要求するなど、必要量の確保と配分の調整を行う。

●医療機関・薬局における警戒活動

- ・引き続き、医療機関・薬局およびその周辺において、混乱による不測の事態の防止を図るため、必要に応じた警戒活動等を行う。

●医療等の確保

- ・緊急事態宣言がされている場合には、必要に応じ以下の対策を行う。
 - 医療機関ならびに医薬品もしくは医療機器の製造販売業者、販売業者等である指定地方公共機関は、業務計画で定めるところにより、医療または医薬品もしくは医療機器の製造販売等を確保するために必要な措置を講ずる。
 - 国と連携し、医療機関が不足した場合、患者治療のための医療機関における定員超過入院等のほか、医療体制の確保、感染拡大の防止および衛生面を考慮し、新型インフルエンザ等を発症し外来診療を受ける必要のある患者や、症状は比較的軽度であるが、在宅療養を行うことが困難であり入院診療を受ける必要のある患者等に対する医療の提供を行うため、臨時の医療施設を設置し、医療を提供する。臨時の医療施設において医療を提供した場合は、流行がピークを越えた後、その状況に応じて、患者を医療機関に移送する等により順次閉鎖する。

【 5. 県内感染期】

(7) 町民生活及び社会機能の安定の確保

ア 要配慮者への生活支援

- ・町は、計画に基づき、要配慮者対策を実施する。(防災安全課・福祉課)
- ・町は、引き続き、食料品・生活必需品等の供給状況に応じ、新型インフルエンザ等の発生前に立てた計画に基づき、住民に対する食料品・生活必需品等の確保、配分・配布等を行う。(防災安全課・福祉課・住民課)
- ・新型インフルエンザ等にり患し在宅で療養する場合に支援が必要な患者について、患者や医療機関等から要請があった場合には、町は、引き続き、国および県と連携し必要な支援（見守り、食事の提供、医療機関への移送）を行う。(防災安全課・福祉課)

イ 行政機能の縮小継続

町は、町民生活及び社会機能の安定に重要な行政機能を維持するため、町職員の勤務体制及び業務の執行を調整し、一部の行政サービスを縮小して、行政機能を継続・維持する。(防災安全課・総務課)

ウ ごみ収集事業者への業務継続要請

町は、ごみ収集事業者に感染者が多発した場合に備え、代替要員の確保による業務継続を要請する。(住民課)

エ 集客を伴う事業活動の自粛要請

町は、県の要請又は状況に応じて、不特定多数の集客を行う事業者等に事業活動の自粛を要請する。(まちづくり課)

オ 生活必需品等を提供する事業所（者）への業務継続の要請

町は、食料品又は生活必需品の確保・供給に関する事業者に対し、業務継続を要請する。(まちづくり課)

カ 電気、ガス、水道等の業務継続要請

町は、必要に応じて、電気、ガス、水道等のライフライン事業者に業務継続の要請を行う。(上下水道課・税務課)

キ 野鳥・家きん・豚等インフルエンザ発生時の対応

町は、野鳥・家きん・豚等インフルエンザが発生したときは、関係機関と連携し、適切な対応を行う。(まちづくり課)

町が緊急事態宣言区域に指定された場合の措置

ク 要配慮者への支援

町は、国からの在宅の高齢者、障害者等の要配慮者への生活支援（見守り、介護、訪問診療、食事の提供等）、搬送、死亡時の対応等を行う旨の要請を受け、対応する。(防災安全課・福祉課)

【5. 県内感染期】

ケ 水の安定供給

町は、消毒その他衛生上の措置等、新型インフルエンザ等緊急事態において水を安定的かつ適切に供給するために必要な措置を講ずる。(上下水道課)

コ 食料品、生活必需品等の買占め、売り惜しみの防止

町は、生活および経済の安定のために、物価の安定および生活関連物資等の適切な供給を図る必要があることから、生活関連物資等の価格が高騰しないよう、また買占めおよび売り惜しみが生じないよう、調査・監視するとともに、必要に応じ、関係事業所団体等に対して供給の確保や便乗値上げの防止等の要請を行う。また、必要に応じ、町民からの相談窓口・情報収集窓口の充実を図る。(まちづくり課)

サ 一時的な遺体安置場所の確保

町は、火葬場の火葬能力の限界を超えた場合は、一時的に遺体を安置できる施設の確保を、県の支援を受けて行う。(住民課)

6. 小康期

状態	<ul style="list-style-type: none"> ・ 新型インフルエンザ等の患者の発生が減少し、低い水準でとどまっている状態。 ・ 大流行は一旦終息している状況。
目的	<ul style="list-style-type: none"> ・ 町民生活及び町民経済の回復を図り、流行の第二波に備える。
対策の考え方	<ul style="list-style-type: none"> ・ 第二波の流行に備えるため、第一波に関する対策の評価を行うとともに、資器材、医薬品の調達等、第一波による医療体制及び社会・経済活動への影響から早急に回復を図る。 ・ 第一波の終息及び第二波発生の可能性やそれに備える必要性について町民に情報提供する。 ・ 情報収集の継続により、第二波の発生の早期探知に努める。 ・ 第二波の流行による影響を軽減するため、住民接種を進める。

(1) 実施体制

ア 実施体制の緩和、解除

町は、国が定める小康期の基本的対処方針に基づき、対策の緩和又は解除を行う。

(防災安全課・総務課・保健課)

イ 県対策本部が廃止された場合の対応

町は、県対策本部が廃止された場合は、町内の感染・被害状況を勘案した上で、対策本部を廃止する。(防災安全課・総務課・保健課)

町が緊急事態解除宣言がされた場合の措置

ウ 対策本部の廃止

町は、国により緊急事態解除宣言がされたときは、ただちに対策本部を廃止する。

(防災安全課・総務課)

(2) 情報収集

ア 流行の再燃の早期発見

町は、国の新型インフルエンザ等対策関連情報及び県対策本部、若狭健康福祉センター、舞鶴市等からの県内の発生情報の推移を見守り、流行の再燃の早期発見に努める。(防災安全課・保健課)

【6. 小康期】

イ 流行再燃の早期発見のための学校等でのインフルエンザ発生状況の把握

町は、流行の再燃を早期に探知するため、小中学校、保育所、介護保険施設等及び福祉施設におけるインフルエンザ患者（疑われる患者を含む。）の集団発生の把握を強化する。（防災安全課・教育委員会・福祉課・保健課）

（3）情報提供・共有

ア 流行の終息及び再燃への注意の周知

町は、ホームページ等で、国内、県内及び町内の発生状況、流行が終息に向かっていくこと、引き続き流行の再燃に備えて十分に注意する必要があること等を周知する。（政策推進室）

イ 新型インフルエンザ等相談窓口（コールセンター）での相談の継続

町は、「新型インフルエンザ等相談窓口（コールセンター）」において、継続的に相談と不安の緩和を行う。また、国から「新型インフルエンザ等相談窓口（コールセンター）」体制の縮小の要請があった場合は、相談窓口を縮小する。また、外国籍町民への対応を行う。（防災安全課・総務課・住民課）

ウ 新型インフルエンザ等相談窓口（コールセンター）での実施方法の評価

町は、新型インフルエンザ等相談窓口及びコールセンターに寄せられた問い合わせや関連情報を取りまとめ、情報提供の方法を評価し、見直しを行う。

（防災安全課・総務課・保健課）

（4）予防・まん延防止

ア 流行の再燃に備え、まん延防止対策物品等

町は、流行の再燃に備え、まん延防止対策物品等（マスク、ゴーグル、手袋、感染防護衣、手指消毒液、医薬品等）の備蓄の見直しを行う。また補充を行う。

（防災安全課・総務課・保健課）

（5）予防接種

ア 住民接種

町は、流行の第二波に備え、予防接種法第6条第3項に基づく新臨時接種をすすめる。

（全課）

町が緊急事態宣言区域に指定された場合の措置

イ 住民接種

町は、国により、緊急事態宣言が行われた場合には、国の基本的対処方針を踏まえ、特措法第46条の規定に基づき、予防接種法第1項に規定された臨時接種を実施する。（全課）

(6) 医療

町は、以下の情報を積極的に収集するとともに、国及び県等からの要請に応じ、その取り組み等に適宜、協力する。(防災安全課・保健課)

医療に関する県の対策

- 医療体制
 - ・県は、国と連携し、新型インフルエンザ等発生前の通常の医療体制に戻す。
- 抗インフルエンザウイルス薬
 - ・国内外で得られた新型インフルエンザについての知見を整理し、国が作成する適正な抗インフルエンザウイルス薬の使用を含めた治療指針を医療機関に周知する。
 - ・流行の第二波を備え、抗インフルエンザウイルス薬の備蓄を行う。
- 新型インフルエンザ等緊急事態宣言における対応
 - ・緊急事態宣言が行われている場合には、必要に応じ、県内感染期に講じた措置を適宜縮小・中止する。

(7) 町民生活及び社会機能の安定の確保

ア 要配慮者への生活支援等の継続

町は、新型インフルエンザ等にり患し在宅で療養する場合に支援が必要な患者について、患者や医療機関等から要請があった場合には、町は、引き続き、国および県と連携し必要な支援（見守り、食事の提供、医療機関への移送）を行う。(防災安全課・福祉課)

イ 行政機能の平常時体制への移行

町は、行政機能の平常時体制及び業務を調整し、順次、平常時の行政機能体制に移行する。(防災安全課・全課)

ウ 集客を伴う事業活動の自粛要請の解除

町は、検討による集客施設業界等への事業活動自粛の要請解除を周知する。(まちづくり課)

エ 学校等の再開時期の検討と準備

町及び小中学校は、感染の状況により、小中学校及び保育所、児童センターの再開時期の検討と再開準備を行う。(防災安全課・教育委員会・保健課)

町が緊急事態宣言区域に指定されている場合の措置

オ 緊急事態措置の縮小、中止

町は、国、県と連携し、国内の状況等を踏まえ、対策の合理性が認められなくなった場合に、新型インフルエンザ等緊急事態措置を縮小・中止する。(防災安全課・保健課)

IV 参考資料

1. 用語解説

○ インフルエンザウイルス

インフルエンザウイルスは抗原性の違いから、A型、B型、C型に大きく分類される。人でのパンデミックを引き起こすのはA型のみである。A型はさらに、ウイルスの表面にある赤血球凝集素(HA)とノイラミニダーゼ(NA)という、2つの糖蛋白の抗原性の違いにより亜型に分類される。(いわゆる A/H1N1、A/H3N2 というのは、これらの亜型を指している。)

○ 家きん

鶏、あひる、うずら等、家畜として飼養されている鳥のこと。

なお、家畜伝染病予防法における高病原性鳥インフルエンザの対象家畜として、鶏、あひる、うずら、きじ、だちょう、ほろほろ鳥及び七面鳥が指定されている。

○ 感染症指定医療機関

感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（感染症法）に規定する特定感染症指定医療機関、第一種感染症指定医療機関、第二種感染症指定医療機関及び結核指定医療機関のこと。

※特定感染症指定医療機関：新感染症の所見がある者又は一種感染症、二類感染症若しくは新型インフルエンザ等感染症の患者の入院を担当させる医療機関として厚生労働大臣が指定した病院のこと。

※第一種感染症指定医療機関：一種感染症、二類感染症又は新型インフルエンザ等感染症の患者の入院を担当させる医療機関として都道府県知事が指定した病院のこと。

※第二種感染症指定医療機関：二類感染症又は新型インフルエンザ等感染症の患者の入院を担当させる医療機関として都道府県知事が指定した病院のこと。

※結核指定医療機関：結核患者に対する適正な医療を担当させる医療機関として都道府県知事が指定した病院若しくは診療所（これらに準ずるものとして政令で定めるものを含む。）又は薬局のこと。

○ 帰国者・接触者外来

新型インフルエンザ等発生国からの帰国者や患者の接触者であって発熱・呼吸器症状等を有する者に係る診察を行う外来のこと。

都道府県等が地域の実情に応じて対応する医療機関を決定する。帰国者・接触者外来を有しない医療機関でも新型インフルエンザ等の患者が見られるようになった場合等には、一般の医療機関（内科・小児科等、通常、感染症の診察を行う全ての医療機関）で診察する体制に切り替える。

○ 帰国者・接触者相談センター

発生国から帰国した者は又は患者への濃厚接触者であって、発熱・呼吸器症状等を有す

- る者から電話で相談を受け、帰国者・接触者外来に紹介するための相談センターのこと。
- 抗インフルエンザウイルス薬
インフルエンザウイルスの増殖を特異的に阻害することによって、インフルエンザの病床を軽減する薬剤のこと。ノイラミニダーゼ阻害剤は抗インフルエンザウイルス薬の一つであり、ウイルスの増殖を抑える効果がある。
 - サーベイランス
見張り、監視制度という意味をいう。
疾患に関して様々な情報を収集して、状況を監視することを意味する。特に、感染症法に基づいて行われる感染症の発生状況（患者及び病原体）の把握及び分析のことを示すこともある。
 - 死亡率
ここでは、人口10万人当たりの、流行期間中に新型インフルエンザ等に罹患して死亡した者の数のこと。
 - 住民接種
特措法第46条又は予防接種法第6条第3項に基づき、町民に対して行う臨時の予防接種のこと。
 - 新型インフルエンザ
感染症法第6条第7項において、新たに人から、人に伝染する能力を有することとなったウイルスを病原体とするインフルエンザであって、一般に国民が当該感染症に対する免疫を獲得していないことから、当該感染症の全国的かつ急速なまん延により国民の生命及び健康に重大な影響を与えるおそれがあると認められるものをいうとされている。
毎年流行を繰り返す季節性のインフルエンザとはウイルスの抗原性が大きく異なり、ほとんどの人がそのウイルスに対する免疫を獲得していないため、ウイルスが人から人へ効率よく感染し、急速かつ大規模なまん延を引き起こし、世界的流行（パンデミック）となるおそれがある。
 - 新型インフルエンザにおける警戒フェーズ
新型インフルエンザウイルスの世界的な流行を4段階で表したもの
 - (1) パンデミックとパンデミックの間の時期
新型インフルエンザによるパンデミックとパンデミックの間の段階
 - (2) 警戒期
新しい亜型のインフルエンザの人への感染が確認できた段階
 - (3) パンデミック期
新しい亜型のインフルエンザの人への感染が世界的に拡大した段階
 - (4) 移行期
世界的なリスクが下がり、世界的な対応の段階的な縮小や国ごとの対策の縮小等起こりうる段階

- 新感染症

新感染症とは、感染症法第 6 条第 9 項において、人から人に伝染すると認められる疾患であって、既に知られている感染症の疾病とその病症又は治療の結果が明らかに異なるもので、当該疾病にかかった場合の病症の程度が重篤であり、かつ、当該疾病のまん延により国民の生命及び健康に重大な影響を与えるおそれがあると認められるものをいう。
- 致命率

流行期間中に新型インフルエンザに罹患した者のうち、死亡した者の割合のこと。
- 特定接種

特措法第 28 条に基づき、医療の提供の業務又は国民生活及び国民経済の安定に寄与する業務を行う事業者であって、厚生労働大臣の登録を受けている者及び新型インフルエンザ等対策の実施に携わる者に行う臨時の予防接種のこと。
- 鳥インフルエンザ

一般に、鳥インフルエンザは鳥の感染症であるが、稀に、鳥インフルエンザのウイルスが人に感染し、人の感染症を引き起こすことがある。元来、鳥の感染症である鳥インフルエンザのウイルスが種差を超えて、鳥から人へ感染するのは、感染した鳥又はその死骸やそれらの内臓、排泄物等に濃厚に接触した場合に限られるとされている。また、人から人への感染は極めて稀であり、患者と長期間にわたって感染防止をとらずに濃厚に接触した家族内での感染が報告されている。
- 二次医療圏

第一次医療機関の後方病院として、入院又は緊急手術を要する患者の医療を担当する医療圏のこと。厚生労働省が、医療法に基づき、地理的なつながりや交通事情などを考慮して、福井県内を 4 ブロックに分けている。
- 濃厚接触者

新型インフルエンザ等の患者と濃密に、高頻度又は長期間接触した者のこと。感染症法において規定される新型インフルエンザ等に「かかっていると疑うに足りる正当な理由のある者」が該当する。発生した新型インフルエンザ等の特性に応じ、具体的な対象範囲が決まるが、例えば、患者と同居する家族等が想定される。
- パンデミック

感染症の世界的大流行のこと。

特に新型インフルエンザのパンデミックは、ほとんどの人が新型インフルエンザのウイルスに対する免疫を持っていないため、ウイルスが人から人へ効率よく感染し、世界中で大きな流行を起こすことを指す。
- パンデミックワクチン

新型インフルエンザが発生した段階で出現したインフルエンザウイルス又はこれと同じ抗原性をもつウイルスを基に製造されるワクチンのこと。

- 病原性
新型インフルエンザ対策においては、人がウイルスに感染した場合の病症の重篤度として用いることが多い。なお、学術的には、病原体が宿主（人など）に感染して病気を起こさせる能力であり、病原体の侵襲性、増殖性、宿主防衛機構の抑制能等を統合した表現である。
- プレパンデミックワクチン
新型インフルエンザが発生する前の段階で、新型インフルエンザに変異する可能性が高い鳥インフルエンザウイルスを基に製造されるワクチンのこと。現在、我が国では H5N1 亜型の鳥インフルエンザウイルスを用いて製造している。
- 要配慮者
高齢者、障害者、乳幼児など特に配慮を要する人（災害対策基本法による）

2. 新型インフルエンザ等対策に係る関係法令（抜粋）

- 新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成24年5月11日法律第31号）
（定義）

第2条 この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 新型インフルエンザ等 感染症法第6条7項に規定する新型インフルエンザ等感染症及び同条第9項に規定する新感染症（全国かつ急速なまん延のおそれのあるものに限る。）をいう。
- (2) 新型インフルエンザ等の対策 第15条第1項の規定により同項に規定する政府対策本部が設置された時から第21条第1項の規定により当該政府本部が廃止されるまでの間において、国民の生命及び健康を保護し、並びに国民生活及び国民経済に及ぼす影響が最少となるようにするため、国、地方公共団体並びに指定公共期間及び指定地方公共機関がこの法律及び感染症法その他の法律の規定により実施する措置をいう。
- (3) 新型インフルエンザ等緊急事態措置 第32条第1項の規定により同項に規定する新型インフルエンザ等緊急事態宣言がされた時から同条第5項の規定により同項に規定する新型インフルエンザ等緊急事態解除宣言がされるまでの間において、国民の生命及び健康を保護し、並びに国民生活及び国民経済に及ぼす影響が最少となるようにするため、国、地方公共団体並びに指定地方公共機関及び指定地方公共機関がこの法律の規定により実施する措置をいう。
- (4) 指定行政機関 次に掲げる機関で政令で定めるものをいう。
 - ア 内閣府、宮内庁並びに内閣府措置法（平成11年法律第89号）第49条第1項及び第2項に規定する機関並びに国家行政組織法（昭和23年法律第120号）第3条第2項に規定する機関
 - イ 内閣府措置法第37条及び第54条並びに宮内庁法（昭和22年法律第70号）第16条第1項並びに国家行政組織法第8条に規定する機関
 - ウ 内閣府措置法第39条及び第55条並びに宮内庁法第16条第2項並びに国家行政組織法第8条の2に規定する機関
 - エ 内閣府措置法第40条及び第56条並びに国家行政組織法第8条の3に規定する機関
- (5) 指定地方行政機関 指定行政機関の地方支分部局（内閣府措置法第43条及び第57条（宮内庁法第18条第1項において準用する場合を含む。）並びに宮内庁法第17条第1項並びに国家行政組織法第9条の地方支分部局をいう。）その他の国の地方行政機関で政令で定めるものをいう。

- (6) 指定公共機関 独立行政法人（独立行政法人通則法（平成11年法律第103号）第2条第1項に規定する独立行政法人をいう。）、日本銀行、日本赤十字社、日本放送協会その他の公共的機関及び医療、医薬品（薬事法（昭和35年法律第145号）第2条第1項に規定する医薬品をいう。以下同じ。）又は医療機器（同条第4項に規定する医療機器をいう。以下同じ。）の製造又は販売、電気又はガスの供給、輸送、通信その他の公共的事業を営む法人で、政令で定めるものをいう。
- (7) 指定地方公共機関 都道府県の区域において医療、医薬品又は医療機器の製造又は販売、電気又はガスの供給、輸送、通信その他の公共的事業を営む法人、地方道路公社（地方道路公社法（昭和45年法律第82号）第1条の地方道路公社をいう。）その他の公共的施設を管理する法人及び地方独立行政法人（地方独立行政法人法（平成15年法律第118号）第2条第1項に規定する地方独立行政法人をいう。）のうち、前号の政令で定めるもの以外のもので、あらかじめ当該法人の意見を聴いて当該都道府県の知事が指定するものをいう。

（国、地方公共団体等の責務）

第3条 国は、新型インフルエンザ等から国民の生命及び健康を保護し、並びに新型インフルエンザ等が国民生活及び国民経済に及ぼす影響が最少となるようにするため、新型インフルエンザが発生したときは、自ら新型インフルエンザ等対策を的確かつ迅速に実施し、並びに地方公共団体及び指定公共機関が実施する新型インフルエンザ等対策を的確かつ迅速に支援することにより、国全体として万全の態勢を整備する責務を有する。

2 国は、新型インフルエンザ等及びこれに係るワクチンその他医薬品の調査及び研究を推進するよう努めるものとする。

3 国は、世界保健機関その他の国際機関及びアジア諸国その他の諸外国との国際的な連携を確保するとともに、新型インフルエンザ等に関する調査及び研究に係る国際協力を推進するよう努めるものとする。

4 地方公共団体は、新型インフルエンザ等が発生したときは、第18条第1項に規定する基本的対処方針に基づき、自らその区域に係る新型インフルエンザ等対策を的確かつ迅速に実施し、及び当該地方公共団体の区域において関係機関が実施する新型インフルエンザ等対策を総合的に推進する責務を有する。

5 指定公共期間及び指定地方公共機関は、新型インフルエンザ等が発生したときは、この法律で定めるところにより、その業務について、新型インフルエンザ等対策を実施する責務を有する。

- 6 国、地方公共団体並びに指定公共機関及び指定地方公共機関は、新型インフルエンザ等対策を実施するに当たっては、相互に連携協力し、その的確かつ迅速な実施に万全を期さなければならない。

(事業者及び国民の責務)

- 第4条 事業者及び国民は、新型インフルエンザ等の予防に努めるとともに、新型インフルエンザ等対策に協力するよう努めなければならない。
- 2 事業者は、新型インフルエンザ等のまん延のより生ずる影響を考慮し、その事業の実施に関し、適切な措置を講ずるよう努めなければならない。
- 3 第28条第1項第1号に規定する登録事業者は、新型インフルエンザ等が発生したときにおいても、医療の提供並びに国民生活及び国民経済の安定に寄与する業務を継続的に実施するよう努めなければならない。

(基本的人権の尊重)

- 第5条 国民の自由と権利が尊重されるべきことに鑑み、新型インフルエンザ対策を実施する場合において、国民の自由と権利に制限が加えられるときであっても、その制限は当該新型インフルエンザ等対策を実施するため必要最小限のものでなければならない。

(市町村行動計画)

- 第8条 市町村は、都道府県行動計画に基づき、当該市町村に区域に係る新型インフルエンザ等対策の実施に関する計画（以下「市町村行動計画」という。）を作成するものとする。
- 2 市町村行動計画においては、おおむね次に掲げる事項を定めるものとする。
- (1) 当該市町村の区域に係る新型インフルエンザ等対策の総合的な推進に関する事項
- (2) 市町村が実施する次に掲げる措置に関する事項
- ア 新型インフルエンザ等に関する情報の事業者及び住民への適切な方法による提供
- イ 住民に対する予防接種の実施その他の新型インフルエンザ等のまん延の防止に関する措置
- ウ 生活環境の保全その他の住民の生活及び地域経済の安定に関する措置
- (3) 新型インフルエンザ対策を実施するための体制に関する事項
- (4) 新型インフルエンザ等対策の実施に関する他の地方公共団体その他の

関係機関との連携に関する事項

(5) 前各号に掲げるもののほか、当該市長村の区域に係る新型インフルエンザ等対策に関し市町村が必要と認める事項

- 3 市町村は、市町村行動計画を作成する場合において、他の地方公共団体と関係がある事項を定めるときは、当該他の地方公共団体の長の意見を聴かななければならない。
- 4 市町村は、市町村行動計画を作成したときは、都道府県知事に報告しなければならない。
- 5 都道府県知事は、前項の規定により報告を受けた市町村行動計画について、必要があると認めるときは、当該市町村長に対し、必要な助言又は勧告をすることができる。
- 6 市町村長は、市町村行動計画を作成したときは、速やかに、これを議会に報告するとともに、公表しなければならない。
- 7 第6条第5項及び前条第7条項の規定は、市町村行動計画の作成について準用する。
- 8 第3項から前項までの規定は、市町村行動計画の変更について準用する。

(物資及び資材の備蓄等)

第10条 指定行政機関の長及び指定地方行政機関の長、地方公共団体の長等並びに指定公共機関及び指定地方公共機関（第12条及び第51条において「指定行政機関の長等」という。）は、政府行動計画、都道府県行動計画、市町村行動計画又は業務計画で定めるところにより、その所掌事務又は業務に係る新型インフルエンザ等の対策の実施に必要な医薬品その他の物資及び資材を備蓄し、整備し、若しくは点検し、又は新型インフルエンザ等の対策の実施に必要なその管理に属する施設及び設備を整備し、若しくは点検しなければならない。

(訓練)

- 第12条 指定行政機関の長等は、政府行動計画、都道府県行動計画、市町村行動計画又は業務計画で定めるところにより、それぞれ又は他の指定行政機関の長等と共同して、新型インフルエンザ等対策についての訓練を行うよう努めなければならない。この場合においては、災害対策基本法第48条第1項の防災訓練との有機的な連携が図れるよう配慮するものとする。
- 2 都道府県公安委員会は、前項の訓練の効果的な実施を図るため特に必要があると認めるときは、政令で定めるところにより、当該訓練の実施に必要な限度で、区域又は道路の区間を指定して、歩行者又は車両の道路における通

行を禁止し、又は制限することができる。

- 3 指定行政機関の長等は、第1項の訓練を行おうとするときは、住民その他関係のある公私の団体に協力を要請することができる。

(知識の普及等)

第13条 国及び地方公共団体は、新型インフルエンザ等の予防及びまん延の防止に関する知識を普及するとともに、新型インフルエンザ等対策の重要性について国民の理解と関心を深めるため、国民に対する啓発に努めなければならない。

(基本的対処方針)

第18条 政府対策本部は、政府行動計画に基づき、新型インフルエンザ等への基本的対処の方針(以下「基本的対処方針」という。)を定めるものとする。

- 2 基本的対処方針においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

- (1) 新型インフルエンザ等の発生の状況に関する事実
- (2) 当該新型インフルエンザ等への対処に関する全般的な方針
- (3) 新型インフルエンザ等対策の実施に関する重要な事項

- 3 政府対策本部長は、基本対処方針を定めたときは、直ちに、これを公示してその周知を図らなければならない。

- 4 政府対策本部長は、基本的対処方針を定めようとするときは、あらかじめ、感染症に関する専門的な知識を有する者その他の学識経験者の意見を聴かなければならない。ただし、緊急を要する場合で、あらかじめ、その意見を聴くいとまがないときは、この限りではない。

- 5 前2項の規定は、基本的対処方針の変更について準用する。

(都道府県対策本部長の権限)

第24条 都道府県対策本部長は、当該都道府県の区域に係る新型インフルエンザ等対策を的確かつ迅速に実施するため必要があると認めるときは、当該都道府県及び関係市町村並びに関係指定公共機関及び指定地方公共機関が実施する当該都道府県の区域に係る新型インフルエンザ等対策に関する総合調整を行うことができる。

- 2 前項の場合において、関係市長村のその他執行機関(第33条第2項において「関係市町村長等」という。)又は関係指定公共機関若しくは指定地方公共機関は、当該関係市町村又は関係指定公共機関若しくは指定地方公共機関が実施する当該都道府県の区域に係る新型インフルエンザ等対策に関して都道府県対策本部長に対して意見を申し出ることができる。

- 3 都道府県対策本部長は、当該都道府県の区域に係る新型インフルエンザ等

の実施に関し、指定行政機関又は指定公共機関と緊密な連絡を図る必要があると認めるときは、当該連絡を要する事項を所管する指定地方行政機関の長（当該指定地方行政機関がないときは、当該指定機関の長）又は当該指定公共機関に対し、その指名する職員を派遣するよう求めることができる。

- 4 都道府県対策本部長は、特に必要があると認めるときは、政府対策本部長に対し、指定行政機関及び指定公共機関が実施する新型インフルエンザ等対策に関する総合調整を行うよう要請することができる。この場合において、政府対策本部長は、必要があると認めるときは、所要の総合調整を行わなければならない。
- 5 都道府県対策本部長は、第1項の総合調整を行うため必要があると認めるときは、政府対策本部長に対し、当該都道府県の区域に係る新型インフルエンザ等対策の実施に関し必要な情報の提供を求めることができる。
- 6 都道府県対策本部長は、第1項の総合調整を行うため必要があると認めるときは、当該総合調整の関係機関に対し、それぞれ当該都道府県の区域に係る新型インフルエンザ等対策の実施の状況について報告又は資料の提出を求めることができる。
- 7 都道府県対策本部長は、当該都道府県警察及び当該都道府県の教育委員会に対し、当該都道府県の区域に係る新型インフルエンザ等対策を実施するため必要な限度において、必要な措置を講ずるよう求めることができる。
- 8 都道府県対策本部長は、当該都道府県の区域に係る新型インフルエンザ等対策を的確かつ迅速に実施するため必要があると認めるときは、指定行政機関の長又は指定地方行政機関の長に対し、これらの所掌事務に係る新型インフルエンザ等対策の実施に関し必要な要請をすることができる。
- 9 都道府県対策本部長は、当該都道府県の区域に係る新型インフルエンザ等対策を的確かつ迅速に実施するため必要があると認めるときは、公私の団体又は個人に対し、その区域に係る新型インフルエンザ等対策の実施に関し必要な協力の要請をすることができる。

（特定接種）

第28条 政府対策本部長は、医療の提供並びに国民経済の安定を確保するため緊急の必要があると認めるときは、厚生労働大臣に対し、次に掲げる措置を講ずるよう指示することができる。

- (1) 医療の提供の業務又は国民生活及び国民経済の安定に寄与する業務を行う事業者であつて厚生労働大臣の定めるところにより厚生労働大臣の登録を受けているもの（第3項及び第4項において「登録者事業者」という。）のこれらの業務に従事する者（厚生労働大臣の定める基準に該当す

る者に限る。)並びに新型インフルエンザ等の対策の実施に携わる国家公務員に対し、臨時に予防接種を行うこと。

- (2) 新型インフルエンザ等対策の実施に携わる地方公務員に対し、臨時に予防接種を行うよう、当該地方公務員の所属する都道府県又は市町村の長に指示すること。
- 2 前項の規定による指示をする場合には、政府対策本部長は、予防接種の期間を指定するものとする。
- 3 厚生労働大臣は、第1項の規定による指示に基づき行う予防接種(以下この条及び第31条において「特定接種」という。)及び同項第1号の登録の実施に関し必要があると認めるときは、官公署に対し、必要な書類の閲覧若しくは資料の提供を求め、又は登録時業者その他の関係者に対し、必要な事項の報告を求めることができる。
- 4 厚生労働大臣は、特定接種及び第1項第1号の登録の円滑な実施のため必要があると認めるときは、登録事業者、都道府県知事、市町村及び各省各庁の長(財政法(昭和22年法律第34号)第20条第2項に規定する各省各庁の長をいう。)に対して、労務又は施設の確保その他必要な協力を求めることができる。この場合において、協力を求められた登録事業者、都道府県知事及び市町村は、正当な理由がない限り、協力を拒んではならない。
- 5 厚生労働大臣が行う特定接種は、予防接種法(昭和23年法律第68号)第6条第1項の規定による予防接種とみなして、同法(第12項第2項、第26条及び第27条を除く)の規定を適用する。この場合において、同法第7条及び第8条中「市町村長又は都道府県知事」とあり、並びに同法第15条第1項、第18条及び第19条第1項中「市長村長」とあるのは「厚生労働大臣」と、同法第15条第1項中「当該市町村の区域内に居住する定期的予防接種等」とあるのは「その行う臨時の予防接種」と、「当該定期的予防接種等」とあるのは「当該予防接種」と、同法第25条第1項中「市町村(第6条第1項の規定による予防接種については、都道府県又は市町村)」とあり、及び同条第2項中「市町村」とあるのは「国」とする。
- 6 都道府県知事が行う特定接種は、予防接種法第6項第1項の規定による予防接種とみなして、同法(第26条及び第27条を除く。)の規定を適用する。この場合において、同法第15条第1項、第18条及び第19条第1項中「市町村長」とあるのは「都道府県知事」と同法第15条第1項中「当該市町村の区域内に居住する間に定期予防接種等」とあるのは「その行う臨時の予防接種」と、「当該定期的予防接種等」とあるのは「当該予防接種」と、同法第25条第1項中「市町村(第6条第1項の規定による予防接種については、都道府県又は市町村)」とあり、及び同条第2項中「市町村」とあるのは「都道

府県」とする。

- 7 市町村長が行う特定接種は、予防接種法第6条第1項の規定による予防接種とみなして、同法（第26条及び第27条を除く。）の規定を適用する。この場合において、同法第15条第1項中「当該市町村の区域内に居住する間に定期の予防接種等」とあるのは「その行う臨時の予防接種」と、「当該定期の予防接種等」とあるのは「当該予防接種」と同法第25条第1項中「市町村（第6条第1項の規定による予防接種については、都道府県又は市町村）」とあるのは「市町村」とする。

（医療等の実施の要請等）

第31条 都道府県知事は、新型インフルエンザ等の患者又は新型インフルエンザ等にかかっていると疑うに足りる正当な理由のある者（以下「患者等」という。）に対する医療の提供を行うため必要があると認めるときは、医師、看護師その他の政令で定める医療関係者（以下「医療関係者」という。）に対し、その場所及び期間その他の必要な事項を示して、当該患者等に対する医療を行うよう要請することができる。

- 2 厚生労働大臣及び都道府県知事は、特定接種を行うため必要であると認めるときは、医療関係者に対し、その場所及び期間その他の必要な事項を示して、当該特定接種の実施に関し必要な協力の要請をすることができる。

- 3 医療関係者が正当な理由がないのに前2項の規定による要請に応じないときは、厚生労働大臣及び都道府県知事は、患者等に対する医療又は特定接種（以下この条及び第62条第2項において「患者等に対する医療等」という。）を行うため特に必要があると認めるときに限り、当該医療関係者に対し、患者等に対する医療等を行うべきことを指示することができる。この場合においては、前2項の事項を書面で示さなければならない。

- 4 厚生労働大臣及び都道府県知事は、前3項の規定により医療関係者に患者等に対する医療等を行うことを要請し、又は患者等に対する医療等を行うべきことを指示するときは、当該医療関係者の生命及び健康の確保に関し十分に配慮し、危険が及ばないよう必要な措置を講じなければならない。

- 5 市町村長は、特定接種を行うため必要があると認めるときは、都道府県知事に対し、第2項又は第3項の規定による要請又は指示を行うよう求めることができる。

（新型インフルエンザ等緊急事態宣言等）

第32条 政府対策本部長は、新型インフルエンザ等（国民の生命及び健康に著しく重大な被害を与えるおそれがあるものとして政令で定める要件に該当

するものに限る。以下この章において同じ。)が国内で発生し、その全国的かつ急速なまん延により国民生活及び国民経済に莫大な影響を及ぼし、又はそのおそれがあるものとして政令で定める要件に該当する事態(以下「新型インフルエンザ等緊急事態」という。)が発生したと認めるときは、新型インフルエンザ等緊急事態が発生した旨及び次に掲げる事項の公示(第5項及び第34条第1項において「新型インフルエンザ等緊急事態宣言」という。)をし、並びにその旨及び当該事項を国会に報告するものとする。

- (1) 新型インフルエンザ等緊急事態措置を実施すべき期間
- (2) 新型インフルエンザ等緊急事態措置(第46条の規定による措置を除く。)を実施すべき区域
- (3) 新型インフルエンザ緊急事態の概要
 - 2 前項1号に掲げる期間は、2年を超えてはならない。
 - 3 政府対策本部長は、新型インフルエンザ等のまん延の状況並びに国民経済の状況を勘案して第1項第1号に掲げる期間を延長し、又は同項第2号に掲げる区域を変更することが必要であると認めるときは、当該期間を延長する旨又は当該区域を変更する旨の公示をし、及びこれを国会に報告するものとする。
 - 4 前項の規定により延長する期間は、1年を超えてはならない。
 - 5 政府対策本部長は、新型インフルエンザ等緊急事態宣言をした後、新型インフルエンザ等緊急事態措置を実施する必要がなくなったと認めるときは、速やかに、新型インフルエンザ等緊急事態解除宣言(新型インフルエンザ等緊急事態が終了した旨の公示をいう。)をし、及び国会に報告するものとする。
 - 6 政府対策本部長は、第1項又は第3項の公示をしたときは、基本的対処方針を変更し、第18条第2項第3号に掲げる事項として当該公示の後に必要とされる新型インフルエンザ等緊急事態措置の実施に関する重要な事項を定めなければならない。

(市町村対策本部の設置及び所掌事務)

第34条 新型インフルエンザ等緊急事態宣言がされたときは、市町村長は、市町村行動計画で定めるところにより、直ちに、市町村対策本部を設置しなければならない。

- 2 市町村対策本部は、当該市町村が実施する当該市町村の区域に係る新型インフルエンザ等対策の総合的な推進に関する事務をつかさどる。

(感染防止するための協力要請等)

第45条 特定都道府県知事は、新型インフルエンザ等緊急事態において、新型インフルエンザ等のまん延を防止し、国民の生命及び健康を保護し、並びに国民生活及び国民経済の混乱を回避するため必要があると認めるときは、当該特定都道府県の住民に対し、新型インフルエンザ等の潜伏期間及び治療までの期間並びに発生の状況を考慮して当該特定都道府県知事が定める期間及び区域において、生活の維持に必要な場合を除きみだりに当該者の居宅又はこれに相当する場所から外出しないことその他の新型インフルエンザ等の感染防止に必要な協力を要請することができる。

2 特定都道府県知事は、新型インフルエンザ等緊急事態において、新型インフルエンザ等のまん延を防止し、国民生命及び健康を保護し、並びに国民生活及び国民経済の混乱を回避するため必要があると認めるときは、新型インフルエンザ等の潜伏期間及び治療までの期間を考慮して当該特定都道府県知事が定める期間において、学校、社会福祉施設（通所又は短期間の入所により利用されるものに限る。）、興行場（興行場法（昭和23年法律第137号）第1条第1項に規定する興行場をいう。）その他の法令で定める多数の者が利用する施設を管理する者又は当該施設を使用して催者を開催する者（次項において「施設管理者等」という。）に対し、当該施設の使用の制限若しくは停止又は催物の開催の制限若しくは停止その他政令で定める措置を講ずるよう要請することができる。

3 施設管理者等が正当な理由がないのに前項の規定による要請に応じないときは、特定都道府県知事は、新型インフルエンザ等のまん延を防止し、国民の生命及び健康を保護し並びに国民生活及び国民経済の混乱を回避するため特に必要があると認めるときに限り、当該施設管理者に対し、当該要請に係る措置を講ずべきことを指示することができる。

4 特定都道府県知事は、第2項の規定による要請又は前項の規定による指示をしたときは、遅滞なく、その皆を公表しなければならない。

（住民に対する予防接種）

第46条 政府対策本部は、新型インフルエンザ等緊急事態において、新型インフルエンザ等が国民の生命及び健康に著しく重大な被害を与え、国民生活及び国民経済の安定が損なわれることのないようにするため緊急の必要があると認めるときは、基本的対処方針を変更し、第18条第2項第3号に掲げる重要事項として、予防接種法第6条第1項の規定による予防接種の対象者及び期間を定めるものとする。

2 前項の規定により予防接種法第6条第1項の規定による予防接種の対象者を定めるに当たっては、新型インフルエンザ等が国民生命及び健康に及

ばす影響並びに国民生活及び国民経済に及ぼす長期的な影響を考慮するものとする。

- 3 第1項の規定により基本的対処方針において予防接種法第6条第1項の規定による予防接種の対象者及び期間が定められた場合における同法の規定の適用については、同項中「都道府県知事」とあるのは「市町村長」と、「行い、又は市町村長に行うよう指示する」とあるのは「行う」と、同条第2項中「都道府県知事」とあるのは「都道府県知事を通じ市町村長」と、同法第25条第1項中「市町村（第6条第1項の規定による予防接種については、都道府県又は市町村）」とあるのは「市町村」とする。
- 4 前項に規定する場においては、予防接種法第26条及び第27条の規定は、適用しない。
- 5 市町村長は、第3項の規定により読み替えて適用する予防接種法第6条第1項の規定による予防接種の円滑な実施のため必要があると認めるときは、指定行政機関の長及び都道府県知事に対して、物資の確保その他の必要な協力を求めることができる。この場合において、協力を求められた指定行政機関の長及び都道府県知事は、正当な理由がない限り、協力を拒んでならない。
- 6 第31条第2項から第5項までの規定は、第3項の規定により読み替えて適用する予防接種法第6条第1項の規定による予防接種について準用する。この場合において、第31条第2項から第4項までの規定中「厚生労働大臣及び都道府県知事」とあるのは、「都道府県知事」と読み替えるものとする。

(医療等の確保)

第47条 病院その他の医療機関又は医薬品等製造販売業者（薬事法第12条第1項の医薬品機器の製造販売業の許可を受けた者をいう。）、医薬品等製造業者（同法第13条第1項の医薬品又は医療機器の製造業の許可を受けた者をいう。）若しくは医薬品等販売業者（同法第24条第1項の医薬品の販売業又は同法第39条第1項の高度管理医療機器等（同項に規定する高度管理医療機器等をいう。）の販売業の許可を受けた者をいう。第54条第2項において同じ。）である指定公共機関及び指定地方公共機関は、新型インフルエンザ等緊急事態において、それぞれその業務計画で定めるところにより、医療又は医薬品若しくは医療機器の製造若しくは販売を確保するため必要な措置を講じなければならない。

(臨時の医療施設等)

第48条 特定都道府県知事は、当該特定都道府県の区域内において病院その他の医療機関が不足し、医療の提供に支障が生ずると認める場合には、その都道府県行動計画で定めるところにより、患者に対する医療の提供を行うための施設（第4項において「医療施設」という。）であって特定都道府県知事が臨時に開設するもの（以下この条及び次条において「臨時の医療施設」という。）において医療を提供しなければならない。

- 2 特定都道府県知事は、必要があると認めるときは、政令で定めるところにより、前項の措置の実施に関する事務の一部を特定市町村長が行うこととすることができる。
- 3 消防法（昭和23年法律第186号）第17条第1項及び第2項の規定は、臨時の医療施設については、適用しない。この場合において、特定都道府県知事は、同法に準拠して、臨時の医療施設についての消防の用に供する設備、消防用水及び消火活動上必要な施設の設置及び維持に関する基準を定め、その他当該臨時の医療施設における災害を防止し、及び公共の安全を確保するため必要な措置を講じなければならない。
- 4 建築基準法（昭和25年法律第201号）第85条第1項本文、第3項及び第4項並びに景観法（平成16年法律第110号）第77条第1項、第3項及び第4項規定は、特定都道府県知事が行う医療施設の応急の修繕及び臨時の医療施設の建築について準用する。この場合において、建築基準法第85条第1項中「非常災害があった」とあるのは「新型インフルエンザ等対策特別措置法第32条第1項の規定により新型インフルエンザ等緊急事態宣言がされた」と、「その発生した区域又はこれに隣接する区域で特定行政庁が指定するものの」とあるのは「同項第2項に掲げる区域」と、「その災害が発生した日」とあるのは「当該新型インフルエンザ等緊急事態宣言された日」と、景観法第77条第1項中「非常災害があった」とあるのは「新型インフルエンザ等対策特別措置法第32条第1項の規定により新型インフルエンザ等緊急事態宣言がされた」と、「その発生した区域又はこれに隣接する区域で市町村が指定するものの」とあるのは「同項第2号に掲げる区域」と「その災害が発生した日」とあるのは「当該新型インフルエンザ等緊急事態宣言がされた日」と読み替えるものとする。
- 5 医療法（昭和23年法律第205号）第4章の規定は、臨時の医療施設については、適用しない。
- 6 特定都道府県の区域内において病院を開設した者又は医療法第7第1項に規定する臨床研修等修了医師及び臨床研修等修了歯科医師でない者で特定都道府県の区域内において診療所を開設したものが、新型インフルエンザ等緊急事態における医療の提供を行うことを目的として、病床数その他

同条第2項の厚生労働省令で定める事項を変更しようとする場合については、当該医療の提供を行う期間（6月以内の期間に限る。）に限り、同項の規定は、適用しない。

- 7 前項の場合において、同項に規定する者は、当該医療の提供を開始した日から起算して十日以内に、当該病院又は診察所の所在地の特定都道府県知事（診察所の所在地が保健所を設置する市又は特別区の区域にある場合においては、当該保健所を設置する市の市長又は特別区の区長）に当該変更の内容を届け出なければならない。

（土地等の使用）

第49条 特定都道府県知事は、当該特定都道府県の区域に係る新型インフルエンザ等緊急事態措置の実施に当たり、臨時の医療施設を開設するため、土地、家屋又は物資（以下この条及び第72条第1項において「土地等」という。）を使用する必要があると認めるときは、当該土地などの所有者及び占有者の同意を得て、当該土地等を使用することができる。

- 2 前項の場合において土地等の所有者若しくは占有者が正当な理由がないのに同意をしないとき、又は土地等の所有者若しくは占有者の所在が不明であるため同項の同意を求めるときは、特定都道府県知事は、臨時の医療施設を開設するため特に必要があると認めるときに限り、同項の規定にかかわらず、同意を得ないで、当該土地等を使用することができる。

（緊急物資の運送等）

第54条 指定行政機関の長若しくは指定地方行政機関の長又は特定都道府県知事は、新型インフルエンザ等緊急事態措置の実施のため緊急の必要があると認めるときは、指定行政機関の長及び指定地方行政機関の長にあつては運送事業者である指定公共機関に対し、特定都道府県知事にあつては運送業者である指定公共機関又は指定地方公共機関に対し、運送すべき物資並びに運送すべき場所及び期日を示して、新型インフルエンザ等緊急事態措置の実施に必要な物資及び資材（第3項において「緊急物資」という。）の運送を要請することができる。

- 2 指定行政機関の長若しくは指定地方行政機関の長又は特定都道府県知事は、新型インフルエンザ等緊急事態措置の実施のため緊急の必要があると認めるときは、指定行政機関の長及び指定地方行政機関の長にあつては医薬品等販売業者である指定公共機関に又は指定地方公共機関に対し、配送

すべき医薬品又は医療機器並びに配送すべき場所及び期日を示して、新型インフルエンザ等緊急事態措置の実施に必要な医薬品又は医療機器の配送を要請することができる。

- 3 指定公共機関又は指定地方公共機関が正当な理由がないのに前2項の規定による要請に応じないときは、指定行政機関の長若しくは指定地方行政機関長又は特定都道府県知事は、新型インフルエンザ等緊急事態措置の実施のため特に必要があると認めるときに限り、当該指定公共機関又は指定地方公共機関に対し、緊急物資の運送又は医薬品若しくは医薬機器の配送を行うべきことを指示することができる。この場合においては、前2項の事項を書面で示さなければならない。

(物資の売渡しの要請等)

第55条 特定都道府県知事は、新型インフルエンザ等の緊急事態措置を実施するため必要があると認めるときは、新型インフルエンザ等緊急事態措置の実施に必要な物資（医薬品、食品その他の政令で定める物資に限る。）であって生産、集荷、販売、配給、保管又は輸送を業とする者が取り扱うもの（以下「特定物資」という。）について、その所有者に対し、当該特定物資の売り渡しを要請することができる。

- 2 特定物資の所有者が正当な理由がないのに前項の規定による要請に応じないときは、特定都道府県知事は、新型インフルエンザ等緊急事態措置を実施するため特に必要があると認めるときに限り、当該特定物資を収用することができる。
- 3 特定都道府県知事は、新型インフルエンザ等緊急事態措置を実施するに当たり、特定物資を確保するため緊急の必要があると認めるときは、当該特定物資の生産、集荷、販売、配給、保管又は輸送を業とする者に対し、その取り扱う特定物資の保管を命ずることができる。
- 4 指定行政機関の長又は指定地方行政機関の長は、特定都道府県知事の行う新型インフルエンザ等緊急事態措置を支援するため緊急の必要があると認めるとき、又は特定都道府県知事から要請があったときは、自ら前3項の規定による措置を行うことができる。

(生活関連物資等の価格の安定等)

第59条 指定行政機関の長及び指定地方行政機関の長並びに地方公共団体の長は、新型インフルエンザ等緊急事態において、国民生活との関連性が高い物資若しくは役務又は国民経済上重要な物資若しくは役務の価格の高騰又は供給不足が生じ、又は生ずるおそれがあるときは、政府行動計画、

都道府県行動計画又は市町村行動計画で定めるところにより、生活関連物資等の買占め及び売惜しみに対する緊急措置に関する法律（昭和48年法律第48号）、国民生活安定緊急措置法（昭和48年法律第1121号）、物価統制令（昭和21年 令第118号）その他法令の規定に基づく措置その他適切な措置を講じなければならない。

○ 新型インフルエンザ等対策特別措置法執行令（平成25年4月12日 政令122号）

（使用の制限等の要請の対象となる施設）

第11条 法第45条第2項の政令で定める多数の者が利用する施設は、次のとおりとする。ただし、第3号から第13号までに掲げる施設にあっては、その建築物の床面積の合計が1,000平方メートルを超えるものに限る。

- (1) 学校（第3号に掲げるものを除く。）
- (2) 保育所、介護老人保健施設その他これらに類する通所又は短期間の入所により利用される福祉サービス又は保険医療サービスを提供する施設（通所又は短時間の入所の用に供する部分に限る。）
- (3) 学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条に規定する大学、同法第124条に規定する専修学校（同法第125条第1項に規定する高等課程を除く。）、同法第134条第1項に規定する各種学校その他これらに類する教育施設
- (4) 劇場、観覧場、映画館又は演劇場
- (5) 集会場又は公会堂
- (6) 展示場
- (7) 百貨店、マーケットその他の物品販売業を営む店舗（食品、医薬品、医療機器その他衛生用品又は燃料その他生活に欠くことができない物品として厚生労働大臣が定めるものの売場を除く。）
- (8) ホテル又は旅館（集会の用に供する部分に限る。）
- (9) 体育館、水泳場、ボーリング場その他これらに類する運動施設又は遊技場
- (10) 博物館、美術館又は図書館
- (11) キャンバレー、ナイトクラブ、ダンスホールその他これらに類する遊興施設
- (12) 理髪店、質屋、貸衣装屋その他これらに類するサービス業を営む店舗

- (13) 自動車教習所、学習塾その他これらに類する学習支援業を営む施設
- (14) 第3号から前号までに掲げる施設であって、その建築物の床面積の合計が1,000平方メートルを超えないもののうち、新型インフルエンザ等緊急事態において、新型インフルエンザの発生の状況、動向若しくは原因又は社会状況を踏まえ、新型インフルエンザ等のまん延を防止するため法第45条第2項の規定による要請を行うことが特に必要なものとして厚生労働大臣が定めて公示するもの
- 2 厚生労働大臣は、前項第14号に掲げる施設を定めようとするときは、あらかじめ、感染症に関する専門的な知識を有するその他の学識経験者の意見を聴かなければならない。

○ 予防接種法（昭和23年6月30日法律第68号）
（臨時に行う予防接種）

第6条 都道府県知事は、A類疾病及びB類疾病のうち厚生労働大臣が定めるもののまん延予防上緊急の必要があると認めるときは、その対象者及びその期間又は期間を指定して、臨時に予防接種を行い、又は市町村長に行うよう指示することができる。

2 厚生労働大臣は、前項に規定する疾病のまん延予防上緊急の必要があると認めるときは、政令の定めるところにより、同項の予防接種を都道府県知事に行うよう指示することができる。

3 厚生労働大臣は、B類疾病のうち当該疾病にかかった場合の病状の程度を考慮して厚生労働大臣が定めるもののまん延予防上緊急の必要があると認めるときは、その対象者及びその期間を指定して、政令の定めるところにより、都道府県知事を通じて市町村長に対し、臨時に予防接種を行うよう指示することができる。この場合において、都道府県知事は、当該都道府県の区域内で円滑に当該予防接種が行われるよう、当該市町村に対し、必要な協力をするものとする。

○ 高浜町災害対策本部条例（昭和37年12月25日条例第18号）
（目的）

第1条 この条例は、災害対策基本法(昭和36年法律第223号)第23条の2第8項及び新型インフルエンザ等対策特別措置法(平成24年法律第31号)第37条の規定により準用する同法第26条の規定に基づき、高浜町災害対策本部に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(所掌事務)

第2条 災害対策本部は、次に掲げる事務をつかさどる。

- (1) 災害対策基本法第23条の2第4項の事務
- (2) 新型インフルエンザ等対策特別措置法第34条第2項の事務

(組織)

第3条 災害対策本部長は、災害対策本部の事務を総括し、所部の職員を指揮監督する。

- 2 災害対策副本部長は、災害対策本部長を助け、災害対策本部長に事故があるときは、その職務を代理する。
- 3 災害対策本部員は、災害対策本部長の命を受け、災害対策本部の事務に従事する。

(班)

第4条 災害対策本部長は、必要と認めるときは、災害対策本部に班を置くことができる。

- 2 班に属すべき災害対策本部員は、災害対策本部長が指名する。
- 3 班に班長を置き、災害対策本部長の指名する災害対策本部員がこれに当る。
- 4 班長は、班の事務を掌理する。

(その他)

第5条 この条例に定めるもののほか、災害対策本部に関し必要な事項は、災害対策本部長が定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行し、昭和37年12月22日から適用する。

附 則 (昭和58年条例第18号)

この条例は、昭和58年10月1日から施行する。

附 則 (平成24年条例第22号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則 (平成25年条例第9号)

この条例は、新型インフルエンザ等対策特別措置法の施行の日から施行する。